

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第五十一号

昭和三十一年五月二十二日(金曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

大坪 保雄君 加藤 精三君

飯谷 忠男君 吉川 久衛君

小枝 一雄君 笹山 茂太郎君

館林 三喜男君 寺島 隆太郎君

内藤 隆君 野原 正勝君

亘 四郎君 角屋 堅次郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

柳崎 弥之助君 松浦 定義君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席閣務大臣

農林 大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林 政務次官 丹羽 兵助君

林野 庁長官 田中 重五君

委員外の出席者

農林 事務官 和田 正明君

(水産庁漁政部 長)

参 考 人 (慶応義塾大学 商学部教授)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

参 考 人 (農林省 農政課長)

五月二十二日

委員 柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君辞任につき、その補欠として山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎始男君、和田博雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として柳崎弥之助君、湯山勇君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

御出席の参考人は、慶応義塾大学商学部教授 乾治君、北海道漁業協同組合連合会会長 安藤孝俊君、漁業災害補償法制定期成中央本部 長片柳真吉君、以上の方々でございます。

参考人各位には、御多忙のところ本委員会に御出席ください、ありがとうございます。

今日、御意見開陳の時間は、お一人約十五分程度とし、御発言の順序は國参考人、片柳参考人、安藤参考人の順にお願いいたします。また御意見の開陳後、委員により質疑が行なわれますので、あらかじめお含みおき願います。

それでは國参考人よりお願いいたします。

○國参考人 私は、慶応義塾大学で保険学と経済政策学を担当しておりますので、ご意見を伺いたすに年を経るばかりで、ここにまかり出しても、一向法案の御審議の参考になるような意見を申し上げることができないことをみずから恥ずかしく思う次第でございますが、しばらく御清聴いただきたくお願いを申し上げます。

ここに御審議に相なります災害補償法と申しますものに關しては、まず、災害補償というものと災害保険があるいは災害共済という三つのことは、あるいは仕組みの区別を最初に申し述べたいと思ひます。

災害保険と申しますものは、すでに皆さまも御存じのように、多数の人が集まりまして、財産あるいは一身上の身の上に災害が起きましたときに、保険金を払うという仕組みでございますが、大ぜいのものが集まるのが前提になっております。少数ではそういう保険の仕組みは成り立たないというのが特色でございます。

次に、災害共済といふものは、場合によると本質的に違ふものだと思います。学問上から言いますと、保険と共済との間には区別がない場合が少なくないものであります。そして区別を述べますならば、一定の範囲の人が集まるのが共済である。しかるに、保険のほうでは、不特定多数のものが集まっております。というふうなことを述べる場合もございします。また、保険金があるいは共済金の金額が、共済の場合には保険よりもかなり低目であるというように申す場合もございします。しかし、いずれにいたしましても、多数のものが集まり、それらの人が保険料あるいは掛け金を払い、事故が起きましたときに、保険金あるいは共済金を受け取るという形においては、何ら変わりがないのであります。普通の保険あるいは普通の共済事業と異なつて、社会保険の領域においてもやはり共済といふのがございします。たとえば国家公務員共済組合、あるいは公共企業体職員等共済組合、その他の共済組合がございします。それらの行ないます事業は、保険

として行なわれるところの健康保険及び厚生年金保険と比べて何らの遜色がないばかりでなく、あるいは保険よりもさらに進んだ組織を持ち、規模も大きいものがあるわけでございます。それらの点を考えますと、保険と共済との間には学問的な本質上の区別はないと言わなければならぬと私は信ずるものでございます。

次に、災害補償でございますが、これは現在ありますところの農業災害補償制度についてお考えいただきたいのも十分わかります。かつてはこれらのものは家畜保険あるいは農業保険といわれたものを統合して成り立ち、それをしばしば改善をして今日に至つておるものでございします。そのように家畜保険あるいは農業保険を改めて農業災害補償法のもとで仕組みをこしらへたのでございします。保険と共済との区別は、保険あるいは共済の場合には、受益者給付を受けるものが大部分の費用を負担する。それにかかわらず、災害補償制度においては、第三者がかなりの費用を負担するといふところに根本的な差異があるものでございします。具体的に言いますと、災害補償制度においては、國が給付費の一部分あるいは事務費の大部分を負担するといふたてまえをとつていふのでございします。したがつて、災害補償制度においては、受益者だけの費用を中心として財政が成り立つものでないといふところに、大きな区別が見出されるものと考えます。

○高見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業災害補償法案及び角屋堅次郎君外十一名提出、農業災害補償法案、右両案を一括して議題といたします。

本日は、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

本日、両案につきまして、去る十五日の委員会の決定により、参考人より御意見を聴取することといたしします。

今回の漁業災害補償制度も、そういう意味で災害補償であつて、災害共済ではないというように私は受け取りたいのでございます。御存じのように、この農業災害補償制度ができました前には、昭和三十三年の十月から試験実施の期間がございまして、すでに六カ年にわたつていろいろな経験を積んでいまして、その経験を基礎として今回の法案ができて、それに基づいて災害補償の仕組みができて、ものだと考えますが、そういう試験期の現在までの制度のことを申す前に、この制度が漁業に關係して必要であるということ、すでに私がちやうちやう述べることが、海上あるいは水上における漁業が、漁船、漁具あるいは漁獲、それから養殖の場合でございますと、養殖の施設あるいは養殖せられる動植物、そういうものに対して自然的な災害がしばしば発生をいたします。そこで、漁業の経営の安全がしばしば乱されるといふことに相なります。しかも、漁業経営者は、大資本の場合も少数はございますが、大部分のものが、そういう災害に対してみずから備えるだけの力を持つていないものが少なくないといふことであります。したがつて、こういうような災害に対しては、個別に対策を講ずることができないから、大ぜいのものが集まつて保険あるいは共済という仕組みによつて災害対策を講じなければならぬというわけでございまして、この災害は、たとえば陸上における農業の場合と比較いたしますと、しばしば非常な大規模で、かつひんぱんに発生する、予測ができないような大きな損害をこうむることが少なくない

といふ点であります。すでに先ほども触れましたように、農業保険と家畜保険を基礎といたしました現在の農業災害補償制度ができておるのでございますが、いま申しましたような、非常な経営の不安におちいることが少なくないところの漁業に対しても、ぜひ共済制度が必要だといふことは言うまでもないのであります。なお、共済制度をこしらへても、これを利用する者が少ない。多数の者がこの制度に参加しなければ完全な災害補償の制度の運営がでなくなるのであります。いままでの試験成績によりまして、必ずしも収支の均衡はとれておりませんが、また、最初参加者が少なかったものであります。ただ、だんだん参加者がふえてまいりまして、この制度を立てまして、当然多数の漁業者が参加するといふことになろうと思ひます。したがつて、制度をこしらへました現在においては、十分にこの経営が成り立つといふことであります。ただし、私はこの十分にと申し上げましたことに、参加する組合員だけの支出によつて十分の費用がまかなえるといふことを意味するものではございません。先ほど申しましたように、非常に大きな損害が不測の場合に起こる、思わぬところに発生するといふことでございまして、自力だけではなかなか収支のバランスをとるといふことは困難になつてくるわけでございまして、したがつて、これをバックアップするところの支払い調整基金というふうなものの必要が生じてまいります。政府その他の出資によりまして、通常の危険に対しても共済組合が負担することができないような大きな損害が発生しましたとき

に、この支払い調整基金によりまして財源を提供するといふことが必要になつてまいります。つまり、この調整基金の作用と申しますものは、一たん発生しました大きな損害を数年にわたつて調整するといふ働きを持つものであります。大きな損害を数年に分割して、経営の基礎を安定させるということがその目的であるわけでありまして、

なお、この上に国が再保険制度を設けるといふことは、きわめて大事なことになるわけでありまして、すでに申しましたように、漁業における災害は、思ひやう、非常に多額の損害を生ずることがあるわけでありまして、しかも、その思ひやう多額の損害といふものは、毎年発生するのではなくて、数年に一度といふような、いわば突発的に起こるのでございまして、それらに対しては、漁業共済組合が平常の準備だけでは対処することができないわけでありまして、大きな損害に対しては、いわば超過したところの異常損害に対しましては、国がこれをバックアップするといふ必要がきわめて大事であります。これは制度発足当時、つまり、経営の基礎が十分に固まつていないときにこそ、必要が大きいものでないといふように私は考へたものであります。政府の御提案になりましたものを拝見いたしますと、附則のほうで、あるいはこういふ再保険制度を設けるというふうな御意思であるかと、広く解釈すれば思われる節もございまして、ぜひこの制度を設けるということが、平常の危険に対する漁業共済事業の運営にも大いに役に立つものだとしように私は考へてゐる次第でございまして、

なお、この制度においてこまかい内容をそれぞれ申し上げなければならぬかと存じますが、平常の危険と異常危険の差別、それらのことに關しましては、保険技術上で一応の線を引くことができるものでございまして、再保険制度によるということ、結局再保険料を払ひ、一部この再保険に対する責任を共済組合のほうでも負担するといふような意味からいいますと、再保険の国家的助成を乱費するといふようなことを防ぐことにならうかと思ひ次第でございまして、

なお、申しおくれましたが、共済組合の事業は府県単位と全国単位で行なり、府県単位の共済事業に対しては全国単位では再共済を行なり、それに対して、さらにいま申しましたような国の再保険がこれをバックアップするといふような意味でございまして、

この漁業災害補償制度は、わが国の重要な産業であるところの漁業の経営の安全をはかるというために、きわめて重要な制度であるばかりでなく、国民に食糧資源を十分に提供するという漁業の使命から考えましても、ぜひ災害補償制度が成立することを私は強く念願をしておるものでございまして、特に他の産業と比べて、経営の自然的危険が大きいといふことに關しまして、災害補償制度の必要、それをバックアップするところの国の助力が必要である。国の助力は、単に再保険経営ばかりではない、あるいは災害共済事業の事務費なり給付費の一部を負担するといふことも考へ得られますが、いずれにいたしましても、仕組みとしてはぜひ再保険制度を、即刻といふことはできないとすれば、なるべく早い機会

に設けるということ、制度運営のために、あるいは漁業政策を確立する上において、また国民の福祉を増進する上において、きわめて大事なことであるように考へる次第であります。

一応私のこの法案に關する意見の開陳を終わりました。あともし御質問でもありましたら、お答えを申し上げます。制限時間も終わりましたので、一応私の意見開陳を終わらせていただきます。(拍手)

○高見委員長 次に片柳参考人。

○片柳参考人 私は、漁業制度の期成中央本部長といたしまして、両法案に對しまして意見を申し上げたいと思ひます。

まず、お礼を申し上げる次第でございしますが、昨年の国会におきまして、当時におきましては、三派の共同修正で沿岸漁業等振興法が制定を見まして、現在実施中でございしますが、この法案で掲げておられますところの各般の沿岸漁業の振興の施策のうち、最も急を要し、かつ基本的な施策といひまして、われわれ沿岸漁業者がかねてから待望しておりました漁業災害補償制度のすみやかな制定をしていただきたい、このことで、全国漁民大会の開催等を通じて強く御要望いたしてまいつたのでございしますが、幸ひにも、政府当局あるいは国会、自民党、社会党、民社党、各党におきましても、深い御理解と御関心を持たれてまして、現在この国会に政府並びに社会党の両方から漁業災害補償法案が提案されました。現在審議の運びになつておりますことは、まことにありがたいこととてございまして、厚くお礼を申し上げます。次第であります。

非常に重要な施策でございますが、また法律のていさいを見てまいりましても、二百数十条の大法典でございますし、また保険技術の専門的なことばかり問題も内部に包蔵しておるのでございまして、この制度をつくりましますときは、私も若干役人の経験もありませんが、少なくとも一年くらいは準備期間を要したと思うのであります。が、われわれの要請を特にお入れいただきまして、政府当局、これを推進していただきまして自民党の水産部の皆さん方、並びに並行して提案をいただきまして社会党の各位に対しまして、非常な御努力の点は、重ねて深くお礼を申し上げる次第であります。

そこで、法案並びにその運用等につきまして、若干の意見を申し上げます。まず、各論に入ります前に、法案全体の体系といえますか、あるいは構想と申しましうか、この法案の基調的な性格につきまして、今後の御改正をいただく前提にもなりますので、一言触れてみたいと存ずるのであります。

漁業共済事業、これはたゞいま國先生からもお話があつたような次第でありまして、漁業は、ちやうど農業あるいはそれ以上に非常な災害の危険にさらされておるのでございまして、したがって、營業的に保険として収支ペイするものでないことは、これはもう説明するまでもないと思つたのであります。若干の漁具保険等を除きまして、これまで保険会社がいろいろの保険をいろいろやっておりますが、漁業についてはさうな民営の実績はないといふことから御判定がつくと思つたのでございまして、したがって、

やはりこれは政策的に國の制度的かつ財政的の相應の援助がなければ成り立たないことは、申すまでもないと思つたのであります。したがって、漁業共済事業が、究極的には、國とわれわれ民間とが一体となつて行なうところの漁業災害補償制度として運営されなければならぬという、この基本的考え方、私は、今日までの国会における審議、政府当局の御答弁等を通じて、政府当局におきましても、また社会党におきましても、その考え方は同じではないかと思つたのであります。片一方が右を向き、片一方が左を向くという性格ではない、同じ方向を指向して進むものと存ずるのであります。ただ、率直に申し上げまして、政府案におきましては、過去六十年にわたります漁業共済事業の試験実施に対する評価、あるいはこれに基づく実施への踏み切りにおいて、これは当局がきわめて慎重な態度をとられたことは理解できるわけではございませんが、全体のムードとしては若干消極的ではないかという感じを、本部長といたしまして、従来お願いをいたしました筋から、さうな感じを遺憾ながら持つのであります。もちろん、すでに明年度の予算も決定しておりますので、それとの関係もございしますが、漁業共済研究会の答申にありましますように、試験実施の経緯に照らして、本事業は十分に成り立つ可能性があり、答申の指摘する基本的な方向に従つて本事業を本格実施に移し、漁業経営のための基本的制度の一つとして、その発達を期することが必要であるという答申の評価については、いさ少し積極的なお考えをとつて制度化をお考えくださつたならば、漁業災害補償法という名にふさわしい内容と実体が盛り込まれたのではないかと感じを持つわけではございません。それは、政府案の第一条の目的、第二条の漁業災害補償制度の条項を見ますれば、一目瞭然であります。少なくとも、この一条、二条の目的なりあるいは制度の条項の字句からは、災害補償制度に不可欠の制度でありますところの國の再保険措置、すなわち、民間の共済団体においてやれる共済責任限度をこえる分については、國が責任を持つ措置をするという、國の本事業に対する積極的な姿勢が、どうも本法案では見られないという観があるものであります。また、この制度に対するかまへといつたしましても、相互救済の精神を基調として、すなわち、われわれ漁業者並びにその団体がまずみずから漁業共済事業をやることを骨子としたしまして、國はそれに対して、自分の事業ということでではなくして、これに対して援護、あと押しをするというふうなかまへてございまして、一部に言われておるように、内容と実体とがどうもまだそぐわないという感じがいたします。漁業共済責任について、いわゆる通常、異常の区分を明確にするものが、現時点においてはまだ困難である。将来漁業共済の加入を増大させて、普遍的な加入をはかり、かつ実績資料を整備して、逐次改善して将来を期するといふことで、この点はたゞいま國先生も指摘のように、必ずしも明確ではないと思つたが、附則第二条の検討事項によつて、その方向を政府も示唆しておるということに私どもはとつておるのであります。私ども

も、この制度ができました上は、従来のようなことでなくして、加入の普遍化をはかり、逆選択の防止等につきましては、運営上最善を期してまいらうと思つたのであります。どうぞ今後政府におかれまして、前向きな姿勢で検討を加えられまして、漁業災害補償法の名にふさわしい内容づけをしていただくように強く要望いたしますのであります。

この点に關しましては、社会党の案におきましては、農災法に準じて、当初から災害補償制度の内容を備へまして、特に法案第五章におきましては、政府の保険事業という条章を設けまして、國の再保険制度を明確に規定しておるわけで、これは私も本部長におきましてかねてから研究して要望しておりました。線に近いものでございまして、したがって、まずまず、理想像といふことが適當かどうかかわかりませんが、われわれの要請に近いものと見てよろしいと思つたのであります。ただ、實際問題といたしまして、かような制度が案から直ちに具体的にこれが現実的な制度として運用されるかどうかの可能性につきましては、私も多少のやほりいろいろな感じを持つておるのであります。すなわち、保険制度運営に必要な資料の整備が現在ではまだ足りるか足りないかという、そういう信憑度の問題が一つございまして、また過去六年間ではございしましたが、過去の実績に対する見方もあろうかと思つたのであります。これをにわかに一〇〇%習熟して、すぐさま全面的な災害補償制度としてスタートできるかどうかについても、やはりいろいろな御議論があると思つたのであります。

またわれわれ漁業者並びにその団体に対する過去並びに現在に対する評価等もございしますので、理想的な形ではございしますが、これを全面的に実施できるかどうかにつきましては、私どももいたしましては、にわかに結論を出しがたいような心境でございします。しかし、いずれにいたしましても、社会党案に盛り込まれておる基本的構想は、われわれがかねてから要望しております構想に近いものでございしますので、近い将来に政府案が到達しなければならぬ目標といたしまして、社会党案に深い敬意を表する次第でございします。

したがって、私は、率直にこの機会に申し上げておきたいと思つたが、政府案に對しましては、少なくとも最少限度の修正事項といつたしまして、法案附則第二条の検討事項をいさ少し、災害補償制度が近き将来に到達する目標として、もつと具体的にこれを規定いたしまして、すみやかにその制度が実現されるように特にお願いをいたしたいと思つたのであります。したがって、もしも法案の第二条が修正の上通りなした場合におきましては、政府はその修正の趣旨を十分尊重せられまして、國の超過損害再保険制度並びに共済掛金及び事務費の國家補助にあらざる國庫負担の内容とす、名実ともに災害補償の制度として確立するように、早急に御準備に入つていただきたいと念願をいたす次第であります。

以下、内容について、さらに若干の意見を申し上げて、お聞き取りをいたしたいと思つたのであります。

第一は、基金の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、なるべく早い機会に国の再保険制度の確立を要望いたすものでございますが、しかし、この制度がスタートいたしますと、その間におきましては、やはり相当予期以上の保険事故、共済事故の発生というものは、これは当然想定されるわけでありまして、再保険制度がない期間においてさようなことが当然起こり得るわけでございます。漁獲共済は、これは別といたしまして、漁獲共済は、特に養殖共済のごときにつきましては、事故が地域的に集中して起こる、被害率の振れも非常に大きいものがあります。これは、股鑑遠からず、本年度の千葉、宮城県等のノリの大不作に徴しても明らかでございます。

なほ、将来、この基金は、事業量の増大に応じて増額の必要がある時期が必ずくると存じておりますが、当初出発の際の五億円の基金についての政府と民間出資の割合をそのまゝ踏襲することを、将来われわれ民間の負担力を考えますと、なかなかたいへんでございます。いま、いつも政府と民間で半々というものは、ちょっと苦しいような状況でございますので、今後増額の場合におきましては、政府において御負担をいただくというにつきましても、漁村の実情から、できるだけ御勘案をいたしたいと存じます。社会党案におきましては、十億円の基金のうち、七割を国が出すというところでございますが、さような点も十分お考えをいただきたいと存じます。

第二は、基金の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、なるべく早い機会に国の再保険制度の確立を要望いたすものでございますが、しかし、この制度がスタートいたしますと、その間におきましては、やはり相当予期以上の保険事故、共済事故の発生というものは、これは当然想定されるわけでありまして、再保険制度がない期間においてさようなことが当然起こり得るわけでございます。漁獲共済は、これは別といたしまして、漁獲共済は、特に養殖共済のごときにつきましては、事故が地域的に集中して起こる、被害率の振れも非常に大きいものがあります。これは、股鑑遠からず、本年度の千葉、宮城県等のノリの大不作に徴しても明らかでございます。

なほ、将来、この基金は、事業量の増大に応じて増額の必要がある時期が必ずくると存じておりますが、当初出発の際の五億円の基金についての政府と民間出資の割合をそのまゝ踏襲することを、将来われわれ民間の負担力を考えますと、なかなかたいへんでございます。いま、いつも政府と民間で半々というものは、ちょっと苦しいような状況でございますので、今後増額の場合におきましては、政府において御負担をいただくというにつきましても、漁村の実情から、できるだけ御勘案をいたしたいと存じます。社会党案におきましては、十億円の基金のうち、七割を国が出すというところでございますが、さような点も十分お考えをいただきたいと存じます。

重点事項であります。政府の法案の百十一條によりますと、過去一定年間の漁獲金額を基準とし、その基準漁獲金額の九〇％以内で農林省令で定められた限額率を乗じて得た金額としておりますが、具体的には省令で定めることになっておりまして、現在私どもが承知しているところでは、いわゆる安定型が八〇％、普通型が七二％、変動型が六五％と定め、特に安定型の中で、最近漁獲金額が上昇傾向にあり、あるいは漁業設備の改善をなして非常に経費のかつたもの等については、特約によつて九割まで引き上げることができるといふことになっておりますが、これは過去の農林統計によつて、償却費を除いた漁業経費は、安定型においては通常漁獲高の八割であるという統計の根拠に基づくものと聞いておりますけれども、御承知のとおり、最近漁業経営の進歩もございまして、資材費、人件費その他の経費は、物価高の影響を受けてまして、相当ウェイトが上がつておるのでございまして、過去の統計の比率を機械的に運用することには問題があるかと思ふのであります。特に安定の強いものは、むしろ保険としては歓迎すべきお客さんでございまして、限度を上げて、安定度の強い漁業は強くこの制度に導入するといふことのほうが、むしろ保険経済から適当ではないかと思ふのであります。この限度がいままで九五％といふことで、全水共もやってきましたこととございまして、これを低くきめることは、いま言った経費高の大勢とも逆行いたしますし、またこれが低いことは、その後いろいろ聞いてみると、共済に入るといふ魅力を非常に

減殺するようであります。したがいますと、この共済制度に対する加入意欲を低下させない意味からも、この限度額につきましては、ひとつ十分御検討をいただきたいと思ふのであります。もちろん、限度額を上げますれば、共済掛け金の絶対額はある程度ふえてくることとございするけれども、いま言った安定度の高いものは、むしろ本事業としては事業の安定化のために歓迎すべき筋合いでございするもので、予算の実行との関係がございするが、事情が許しますれば、この限度を引き上げていただきたいと思ひますが、もしもどうしてもそれができませんような場合におきましては、同じく附則の検討事項として、なるべく早い機会に、事態に合ったような限度の引き上げを、法制的にも、予算的にも、ひとつ早急に講じていただきたいとお願ひいたす次第でございます。

なほ、漁獲金額を決定する勘案事項といたしまして、魚価の動向といふことが社会党案には入っておるのでございしますが、これも私も理念としてはまことに同感であります。特に限度額を上げることもありますけれども、八割とか九割とか、九五％を乗じたところの基本的な漁獲金額が過小に評価されましますと、実態的には限度の実質的な引き下げにも通ずるわけでございます。最近の物価高等の事情もございするが、魚価の動向を入れこむことにつきましても十分御検討をしていただきたいと思ふのであります。ただ、具体的に魚価の動向をつかむといふことになりましますと、実際上の問題がいろいろあると思ひますが、理論

といたしましては、そのようなことをお考えをいただきたいと存ずるのであります。それから事務費の国庫補助の規定でございまして、政府案には事務費国庫補助に關することは、法律事項として規定をされておらぬのでございするが、この辺もいろいろ理屈はあるようでございますけれども、掛け金補助を法律化しておりますれば、これもあわせて法制化していただくことはたいした支障はないと思ふのであります。以上、大体の事項を申し上げましたが、さらに、社会党案では規定されておらず、政府案にはございせんところのいろいろな問題、たとえば共済掛け金の無事戻し制度、共済掛け金の分割払い制度の拡充、共済加入者が損害防止等を行なった場合の費用の組合の負担の問題、あるいは損害評価制度の採用の問題、あるいは不漁準備金立て金制度等の問題がございまして、いろいろ御審議中と聞いておりますが、時間の關係上省略をさせていただきます。

最後に、任意共済事業の兼営の問題について申し上げたいと存じますが、現在まで全水共が行なつてまいりました任意共済事業、いわゆる建物共済、厚生共済等でございますが、私個人の考えをいましては、やはり新しい制度をつくる際に、共済団体に行爲能力としてはかような任意共済を同時に与えることが、法律的には私はむしろ正しいのではないかと、いろいろな感じも持つておりましたが、いろいろな事情で、これは今回の政府案には盛り込まれておらないのであります。保険事業の性格から見て、国がバックアップしておるところの漁業共済と任意共済とを一緒にやることは、理論的には適當でないというふうな意見も、一部にはあるやうでございますが、しかし、漁協系統が中核となつてゐる新しい共済団体が、同じ漁村を対象にして行なう任意共済事業でありますので、これは一緒にやったほうが、むしろ、共済団体の事業の運営に弾力性、安定性を与えるのではないかと思つておるのであります。もちろん、勘定は別にいたしますが、任意共済事業と申しまして、御承知のように、当然これはコマースベースに乗り得る事業でございますので、これをやることのほうが、むしろ弾力性を与えるという、私も農業共済の仕事をやりました最近経験から、さういふ感じを持つておるのであります。この問題をおくらせておきますのは、さういふ理論的な問題よりも、むしろ、従来全水共が国の委託を受けて過去六十年間行なつてまいりました漁業共済事業の試験実施過程において生じた赤字の処理をどうするかという、現実上の問題が解決されて

おらないところにあるやうであります。もちろん、この赤字を新しく発足する団体が初めから継承するわけにはまいりませんし、そりかといつて、全水共のやつておる仕事のうちから任意共済だけをピックアップしてやらせるということも適當でないといふところからきたやうであります。ただいま申し上げました事情から、ひとつ全水共の赤字の処理を清算が終りました際には、なるべく早い機会に、新団体におきましてあわせて任意共済事業が行ない得るやうに、早急に御改正をお願いをいたしたいと思つております。あわせて、全水共が国の試験実施の結果生じた赤字でございますが、この善後措置につきましても、国において十分なる御配慮をお願いをして當然ではないかと存するものであります。

以上、時間が非常に長くなりましたので、また口早にしゃべりまして、お聞きとりにくかつたと思いますが、以上で私どもの思つております見解を申し上げた次第であります。

われわれ沿岸漁業者は、實際いま当院におきましてこの制度が審議され、近くこれが成立するといふことにつきて、異常な関心を示し、率直に言つて、一日千秋の思いでこの制度の実現を待望しておるやうなわけであり

申し上げまして、私の意見の開陳を終わる次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○高見委員長 次に安藤参考人。

○安藤参考人 私は、北海道漁業協同組合連合会会長並びに北海道信用漁業協同組合連合会会長をいたしております安藤であります。

本日漁業災害補償法案の御審議にあたりまして、不肖私が私見を申し上げる機会を賜りましたことは、まことに光榮のきわみでありまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、先刻来漁業災害補償制度確立につきましても、漁業共済制度研究会の委員であられました國先生と、漁業災害補償制度期成中央本部片柳本部長から、詳細御意見の開陳がありましたので、私は、まずなるべく重複を避けまして、今国会におかれまして、全国漁民の永年の待望でありました、まことに画期的な漁業災害補償法案が上提せられ、現に御審議中でありまして、現地におきまして漁業協同組合経営に携わつておりました立場から、私見を申し上げたいと存じます。

まず第一に、政府御提案の漁業災害補償法案についてであります。政府御当局並びに自民党におかれましては、漁獲共済及び漁具共済の試験実施以来、長期間にわたり、幾多の困難な事情を克服せられ、ついに本格実施に踏み切られましたこと、全国漁民の要望にこたえられましたことは、なみなみならぬ御苦労の結果によるものでありまして、深く感謝申し上げるものであります。

同時に、社会党におかれましては、漁業災害補償制度の究極的理想像を示す漁業災害補償法案を、これまたきわめて御多忙のおりから短時間の間に取組みとめられ、御提案をせられましたことは、私どもが政府案を土台として終局的に到達すべき目標を明確にお示し賜りましたものとして、ここに心から敬意と感謝の意を表するものであります。

なお、この間、本件に対しては、国会の諸先生方がきわめて御繁多の御りにかかわりませず、超党派的に漁業の超重要案件として、深い御理解と御同情とを賜りまして、終始きわめて御熱心に御審議を賜りますことは、まことに感謝感激のきわみでありまして、全国多数の漁民とともに、衷心より御礼を申し上げます。

申すまでもなく、広範な海域にわたる、複雑な事情を持つ中小漁業者の営む漁業につきましても、異常の事象または不慮の事故によつてこころむることのある損失を補てんし、その再生産の阻害を防ぎ、漁業経営の安定を期せんとする漁災法でございますので、初期といたしましては、その方法と手段におきまして、立場によりましては意見を異にすることは、結局免れ得ないところであろうと存じますが、初期の漁災法として、名実伴うまでは相当困難を予想されますが、全国漁民は本法の活用の上に万難を排する覚悟を持つておりますので、一日も早く本法案が可決成立いたしましたして、本格的に実施せられ、その実績を徴せられて、すみやかに国の再保険等の実施を見、現下わが国の経済高度成長下のひずみのうちにある全国多数の漁家の経営安定のため、さらに進んでは、水産業協同組合の目的とする漁業者の経済的、社会的な地位の向上をはかり、国民経済に寄与することができまう、特段の御配慮をお願い申し上げる次第であります。

次に、漁災法案に対して論点となつておりました二、三の点につきまして、運営の面から考へ方を申し上げてみたいと思ひます。時間の関係上、簡単に申し上げますので、御疑問の点がございましたらば、後刻御質問にお答えいたしたいと存じます。

御当局の提案せられました漁業災害補償法案を拝見いたしますと、その内容は、ただいま申し上げましたやうな種々な事情のもとに立案されたため、いわば一つの過程として、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の共同組織を基盤とした共済団体の相互共済事業として出発せしめ、その運営の結果に基づいてさらに法案を整うために、超異常災害時に際しましては特別の処置を現在においては講ぜられず、ただ基金の一部出資と助成のもとに実施の面に強く漁民の奮起を促された形となつておるのであります。しかしながら、このことは、附則第二条において、将来漁業災害補償法としての補完を旨とし、現法案のごとく単なる経済的に微力な漁業者の相互共済をもつて終局としなことを明らかにせられてありますこととは、運営によつて近い将来を明確に約束されたものと存じまして、私どものきわめて喜びとするところであります。

そのことは、御当局の国会における法案の御説明や討議におきまして、漁

の時期にきておるのであります。でありますから、毎年赤字を出さないで、むしろ府県のはうにどんどん出してやる。このことは、私は、直ちに漁民の負担の軽減に通ずるものと思ひます。どの県におきましても私は同じことを期待できると思ひます。

以上によりまして、漁民の長年の悩みでありました漁業系統運動を通ずる漁家の経済と生活の安定が、この漁業制度の誕生を契機といたしまして達成され、冒頭に申し上げましたとおり、必然的に漁民の経済力の強化に伴ひ、わが国経済の高度成長下におけるひずみの解消となり、国民経済に大きく寄与することができると信じます。

最後に、漁業制度の実施に對しまする北海道漁民の立ち上がり状態を一例として申し上げます。

全道漁家ともに非常な熱意を持ちまして、一日も早く国会通過を望みいたしてあります関係から、先般あらかじめ共済組合の設立に伴うところの出資等につきまして、全道の主要代表者を札幌に集めまして協議いたしました。これは各単協に割り当てる関係あるいは連合会が負担する関係を協議いたしましたのであります。ところが、現在におきまして、中央から割り当てられまして北海道民の負担割り当ては二千二百万円でありましたにかかわらず、慎重審議の結果は、共済組合が充実しなければならぬ、やはり出資の是非ということはもちろんありますけれども、まずこの法案として通る限り出資をしなければならぬというところから、三千五百万円、一千三百万円の超過を承認、これを決議した。満場一致をもって、だれ一人これに反対を唱へ

る者はなかった。本制度がいかに切実に渴望されているかは、この一事をもつて十分御理解が願ふところと存じます。このことは、単に北海道に限らず、各県におきましても、各種事情を排しまして、同様の意向にあるというところは私は何一つ、非常に喜んでおるものであります。

なお、時間の関係で、これをもって私の卑見を申し上げることを終わりますが、長時間御清聴いただきまして、まことに感謝にたえません。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○高見委員長 以上で参考人の御発言は終わりました。

○高見委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 多年漁業団体並びに関係漁業者の待望しておりました漁業災害補償法案が国会の議題になりました。特にこれは非常に重要法案ということとを与党もわれわれも認識をいたしまして、衆参両院での代表質問を行ない、本委員会にかかりましてからも、大臣の出席を得て代表質問等を行ない、以来、私も片柳会長からも言われまして、来、私も片柳会長からも言われまして、たように、社会党と自民党との漁業災害補償法の将来目標とするところは第一をするといふ、そういう認識の上に立つて、いろいろ政府原案をもとにした修正の話し合い等を鋭意今日まで進めてきておる段階であるわけであります。

今度の本格実施という政府が踏み切る段階は、私は率直に言つて、政府案を見ました場合に、いわば月足らずで生まれたという、産後の肥立ちの悪い

法案の内容になりましたわけでありすが、しかし、政府自身がいろいろな困難な条件のもとで本格実施に踏み切つたというところの英断については、私どもも敬意を表しておるところでございます。先ほども三人の参考人からそれぞれ御意見があった中で、真に漁業災害補償法の名に値する内容とするためには、やはり政府の保険事業といたうものを、法律第二条の災害補償制度の中に、三本の柱の重要な一つとして加えなければならぬ、それに基づいて必要な法改正が加えられなければ、真に名実ともに漁業災害補償法の名に値しないという意見が、共通的に私は述べられたと思ひます。

この際、漁業共済制度研究会に参画をしてもらつた國先生に、この問題と関連をしてお伺いしたいわけでありすが、私は、昨年の四月に設置をされ、そして過去六年間の試験実施の経過を顧み、十分な検討の上に立つて出された漁業共済制度研究会の答申というものが、政府が本格実施に踏み切る大きな原動力であつたといふに評價をいたしておるわけでありすが、國先生も御指摘になりましたように、やはり災害補償法、特に漁業の場合における災害の態様から見て、国の保険事業といふものを加えていかなければならぬ。研究会の議論の中で、政府が、あるいは農林省当局が答弁をしておる中に、片柳さんも若干さういふ意味のことを言われましたけれども、残念ながら、従来の試験実施の段階から本格実施に踏み切る今日の時点においては、国の保険事業を直ちに実施する体制には、遺憾ながら、資料その他の整備の状況から見、困難な

面があるのだということを、従来から説明をしてきておるのであります。私は、むしろ率直に言つて、この過去六年間の試験実施の過程において、政府自身が、やはり漁業災害補償法の重要な柱として、国の保険事業を実施するのだという当初からの意図を持っておれば、やはり標本理論の中における母集団に対する必要な標本数、それが普遍的に、客観的にそれぞれの漁業種類別、地域別を持つためにはどれだけのものが標本として必要かということ、これは理論的にあらかじめわかるわけでありすが、したがって、試験実施の段階において加入してくるものの資料のみならず、やはり本格実施に備えての必要な資料の整備という意味では、加入の形をとらない漁獲あるいは養殖、漁具等の、他のものについての系統団体等の調査を委託しながらで、とにかくさういふ本格実施の場合の、国の保険事業にすぐさま踏み切れるための資料整備といふものを今日までの段階で十分にやっておれば、さういふことをいって国の保険事業踏み切りをちゅうちょするといふことに相ならなかつたのではないか、さういふふうに従来の試験実施に対する政府の考えについて批判を持っておるわけでありすが、しかし、さういふ批判と同時に、今日までの試験実施の経過並びに今日までの統計調査部等の資料、さういふものをふんまえて、今日の時点において国の保険事業をすべり出す場合においても、必ずしも万全とは言へぬけれども、異常、通常を分けるための必要な最小限の資料といふものは私にはあると判断をしておりますし、それらのものについては、今後実施の過程

を通じて補正をしていけばよろしい、さういふふうにも思つておるわけでありすが、国の保険事業という問題について研究会でいろいろ議論があられたと思ひますし、また、これについては改善の基本方向として、漁業共済経営の安定を確保するため、漁業共済団体が負担し得る共済責任の部門とこれを越える部門とを区分し、その越える部分については国が超過損害再保険を行なうことが望ましい、さういふ答申の重要な見解を述べておられるわけでありすが、これらの点について、学問的な、専門的な立場にあられる國先生からひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○國参考人 お答え申し上げます。

研究会の答申は、皆さんすでに御承知だと思ひますが、この本格的実施に對して、従来の試験実施の資料だけでは足りない、だからもうと別な資料を得て本格的にやれといふことを答申しておるのではございませんで、いままでの試験実施にあるところの資料をいろいろ研究して、その上でやれるといふことを答申している次第でございます。ですから、いまが本格的実施の時期には早過ぎるという意見ではないのでございます。

○角屋委員 これは國先生や会長であられた山添さんなんかも、さういふ見解を強く述べられたように私も承つておりますし、私自身も社会党案の漁業災害補償法案を作成するにあたり、いまのような見解、さうしてまた、それは同時に今後の実施の過程を通じて十分補正していける、さういふ観点に立つて社会党案の原案の作成をやつたわけでありまして、この点、政

府の附則第二条で当面を糊塗しようという姿勢には、私は問題があるということから従来折衝過程でもいろいろ申し上げてきたところでございます。国の保険事業の問題については、研究会の意向としては、従来の資料の内容でもって十分国の保険事業に踏み切れるという見解であつたということは明らかになりましたので、この点についてはこの程度にとどめたいと思います。

片柳参考人に承つてまいりたいと思ふのでありますが、この漁業災害補償制度というものの漁業政策上における位置づけ、価値判断、こういうものであります。私は、今日の中小漁業、特に沿岸漁業の現状というふうなものを見てまいりますと、いわばろうろうの灯がゆらいでおるという現状のように思ふのでございます。そういうろうろうの灯がゆらいでおるような沿岸漁業の事情の中で、いろいろな沿岸漁業等振興法に基づく諸施策をやらなければなりません。この漁業災害補償法は、そういう状態の中で百燭光とは言わぬけれども、十五燭光か二十燭光くらいのやほりあかりをつける。そういう重要な役割りを果たすものではないか。と同時に、日本は水産日本といふことを従来からいわれておりますけれども、いわゆる中小漁業の母体であるところの漁村、これがやはり国際漁業に出ていく人づくりの基盤である。したがって、中小漁業の母体であるところの漁村に明るい光を今後とも投じていく、力強く諸施策をやつていくということが、国際漁業を含む日本の水産政策として、非常に重要な意義を持つておる。そういう面で、この農業政策を政府与党が受けと

める場合にも、われわれ社会党が受けとめる場合にも、やはりそういう大きな視野からの漁業災害補償法の重要性というものの価値判断をしなければならぬのじゃないかというふうに思ふわけでありまして、この際、漁業災害補償法の位置づけ、価値判断をどういうふうにかえておられるか、承りたいと思います。

○片柳参考人 角屋先生の御指摘の点は、私も全漁連に参りまして約七年くらいになります。いままで一番沿岸漁業で政治面で放置されておるの、漁業者が魚がとれなければあきらめておるという、こういう感覚がそのまま放置されておるということが、私は大きな政治のマイナスではないかと思つておるわけでありまして、したがって、沿岸漁業で幾多の政策が掲げられておるが、私は順位をつけられ、むしろナンパワンとして、少なくとも農業以上に災害、不漁の危険度が多いわけでございますから、いろいろな政策を論ずる基盤、最小限度の基盤として、ぜひとも経営安定、少なぐとも現状であれ再生産の保障ができるこの制度が、あらゆる政策の基盤ではないか。これができますれば、先ほど安藤さんからお話がありました。金融もおのずから円滑になるであろうし、さらに私も言つておりますのは、単に経済面で漁業政策の基盤であるばかりでなくして、むしろ、食うに困つて、台風がくるといふのが、従来の沿岸漁業者の悲惨な姿ではなかつたかと私は思ふのでありまして、したがって、これはモラルリスクがあつてはなりませんけれども、

台風がくる危険をおかしてまであすを食うために出るといふこともなく、そういう社会的な保障もこれで相当得られるんじゃないか。ですから、私は何燭光かわかりませんが、少なくともあつちの政策を樹立する共通の最低限の基盤として、この制度はひとつ確立をすべきではないか、かように考えます。

○角屋委員 安藤さんにお伺いしたいのですが、第一線にあつて、試験実施過程で非常に北海道の場合には大きな成果をあげてこられたお話等もあつたのでありますが、安藤さんは、同時に全漁連の中核的な、指導的な立場に立つておられるのでありますけれども、過去の實踐を通じて、試験実施の経過については、農林省にもいろいろ批判的な意見もあるようでありまして、これは漁業災害補償制度というものを實施した以降においても、一方においては政府の政策上の責任というものはやはりあると思ひます。同時に、漁業災害補償法の場合には、共済団体が実施の母体であり、その構成は漁業団体である、こういう点から、試験実施中の批判というものが当たつておるかどうかというところは別にして、やはり過去六年間の試験実施の中では、契約金額は昭和三十八年度の場合に約七十億であつたと承知しております。本年度十月以降に本格実施に踏み切る場合の契約金額の大体の想定は二百億前後であるといふふうに考えておりますけれども、将来中小漁業の本案の対象になるものを全面的に入れていく場合には、計算の方法によつて違ひますけれども、漁獲の場合には千五百億、養殖の場合には五百億、漁

具の場合に百億、約二千億前後の共済金額の対象が含まれてくるであらう、こういうふうにいわれておるわけでありまして、やはりそういう意味において、今後本格実施以降の共済団体、その構成である漁協側の、これからの本事業推進にあつた指導的な方針、考え方、受けとめ方、こういうものについて、第一線におられる安藤さんの立場から、先ほどもいろいろお述べになりましたけれども、さらに御意見を承つておきたい。

○安藤参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。非常にむずかしい問題であります。私は体験を通じて——テスト時代はもちろん、それから任意共済も大体共通しておりますから、それらの体験を通じて、これからいかに本制度を生かしていくか、それを一日も早くいかに完了せしめるべきかということを目途として、いろいろ自分の心がまえを申し上げて御参考供ししたいと思います。私どもとしては、漁業関係の仕事を進めていく、沿岸漁業の振興を中心とした漁業関係の推進ということから、ほとんど漁業協同組合の事業と共通している感じ方が基盤になつていくわけですが、ただ漁業だけが特殊の性質を持つてゐるんじゃないのだ、大多数の生活の困難にあえいでゐるものをひとつまとめてきて、その上に進むところの方向を示しながら、そういうゴールインさせるというところに経営者の責任があるのだ、さうして考えておるのであります。したがって、大差はない、協同組合経営の理論と一緒だといふふうに前提を置きまして申

し上げたいと思ふのですが、そうしますと、まず、北海道におきまして主として私は四十年ばかり運動をやつておりますが、漁連と信連のこれまでの成果と同様に、綿密な年次計画を立てなければならぬ。二体試験、テスト時代において、私は綿密な年次計画は必ずしもあつたとは思ひません。今度の本格実施でありますから、とにかく漁連と信連の事業というものは、もう十カ年計画を持つておるのです。十カ年計画を持つておつて、初期の貯金はこれまで、二年目はこれまで、三年目はこれまで、十年目はこうだという計画を立てまして、漁民に対する呼びかけと、それから私は信連会長が専務で、漁連会長はほんとうは借金の整理に業務してやつてゐるのですが、それをやりますと、十七億八千万円の借金がありまして、これも十カ年計画を立てまして、皆様の特別な御配慮によりましてできた整備促進法によりまして十カ年計画を立てたけれども、私は二カ年を短縮する方針で——そうしませんと漁民が縮まってまいりません。十カ年と言つたものでは十二年も十三年もかかります。そういう意気込みでやりましたから、それは本年三月末をもって十七億八千万円が九カ年で達成した。これは北海道がえらい景気がよくなつたためではありません。借金を払いながら、しかもこれが団結の力で払つた。これは一種の奇跡だつたと思ひます。全く漁民の心からの団結の成果と期待しております。これを直ちに押し広げていけばいいわけです。直ちに押し広げていけば、ただ単なる目先の利益を追わないという態度をとらなければならぬ。ただし、大衆は悲しいか

な、目先の利益を追いたがるもので、目先の利益を追ってある理想を投げてはならない。生きるためには目先の利益を押さえてという指導を行ないまして、漸次積み上げ方式でもっていつて、そこで年次計画というものが実施に移されていくわけですね。たいていの場合、架空の念仏だというようになことで大衆はごまかされてしまふ。それを情熱を持って、常に浜を駆け回るくらい情熱がなければいかぬと思う。そうしますと、ここに年次計画が着々として実施に入る。一年、二年実施されますと、今度は全体がやるぞという元気が出てまいります。ですから、最初に年次計画を立てるにあたりましては、あくまでも慎重たるべし、ただ大言壮語の年次計画は大禁物。私は、非常にかたく年次計画を立てながら着々と進んでいかなければならぬ、さように考えます。そうしますと、これは一種の積み上げ方式でありますから、御批判を受けまして決して説明ができぬような募集なんか自分なりにしません。たとえば北海道の信連で、浜回りを私はいたしました。ほとんど初期におきましては貯金という意欲が漁民にないのです。けれども、私は二十四年、信連会長になって以来、ほとんど十年くらいというものは浜におつた。それで、浜回りをいたしまして、漁業者の主人はもちろん、婦人と青年というのに対して呼びかけた結果、これはいつとはなしに貯蓄ができるといふことを覚えてきた。ですから、当時系統で四億しかなかった貯金が、今日百億になつておる。しかも、一方には借金をやはり着々返しつつあるといふことにもなつておるといふことは、

やはり浜を回つて歩くことがいいんだ。それから漁連のほうも、三百億の共同販売高になりましたが、三百億の共同販売高になりましたと、漁連の勢力分野は大体四百億ですから、もう少しで全共販体制というものが北海道にしかれるというふうになります。ですから、こういうことをそのまゝ漁業共済に十分応用できるのは確信を持っております。ですから、このことを漁業共済の初期の困難な過程におきまして十分漁民に理解を持ってもらわなければならぬ、そうして決して目先の利益を追つてはならぬ、ここに全力をあげてかけ回ることだと思つてあります。各県の事情はいろいろ違ひます。必ず各県の方は北海道は現象が違ひとおつしやるけれども、断じて違ひませぬ。私は青森の再建整備を間接にやつておつたわけですね。しかも、みごとに完成しておる。一年短縮でやつた。そういうことは違ひません。その県の県の立地条件に沿う、その他人情にびつたり沿う、そういうことでいけばよろしいと思つてあります。そういうわけでありまして、漁民の総力を結集することが先だと思つてあります。そういうことで、ひとつ具体的には逆選の防止をはからなければならぬ。漁民にそういうふうな指導をいたしますと、逆選の防止が可能で、そうめんどろではあります。そうしますと、適正な加入をはかるために、まずいたすに数にこだわつてはいけません。計画的にやつて、数にこだわらないう。しかも、私は中層的なものをねらう。あまりにもすぐ利益になるものはごめんです。それは逆選になりまして、できるだけ漁業種類ごとに地域

的に中層的なものをねらつていく、そうしてその幅をだんだん広げて、全体加入をつくるということがこの根本のねらいだと思ふ。そういうことで、私は数にこだわらず、中層的なものを中心に逐次加入の拡大をはかつていく。そうして普及推進をはかりながら、漁災組合の運動にとどめないで、しかも系統運動の一環として取り上げる。したがって、北海道ではいままで漁連、信連がそこまですりまわしたので、経費や何か非常に困ると思ひますけれども、職員は当初の配置のようなものでたいへん困つておるはずで、国から補助をもらひまして、はなはだ失礼であります。満足ではございませぬ。けれども、それだけでも、所期の職員の人員配置はできない。そういう場合は、連合会の両方が全力をあげてその欠陥を補つてゐる。したがって、先行投資の意味を持つておると私は思ふ。そういうことによりましてやりますと、そこに必ず系統あがりの成果というものが出来まして、そして初めて当局が御安心の上に、皆様に御提案申し上げて、直ちに完全無残の漁業災害補償法にしようといふ御決意ができると思ふ。またそれがわれわれの責任である。単に当局ばかりにお願いしてはいかぬと思ふのです。われわれは、とにかく現在の過程にまで来たのでありますから、それに沿うような努力をしなから、無理も申し上げたいと思ふのです。

いま安藤さんからお話しのようにな、漁業災害補償法がいろいろ相談の結果に基づいて今度の国会ですべり出の場合、一方においては政府の政策的な責任というものをやはり充実させていく必要があるんじゃないか。同時に、受け入れ態勢にある関係団体、関係漁民の方々が、真にわれわれの事業であるという観点から本制度を受けとめて、さらに内容を充実発展をさせて、両々相まつて、真に漁業災害補償制度というものがよりよびに発展をしていくものだろう、こういうふうには私も理解をいたしておるわけでありまして。今度の政府案と社会党案の対比の中で話し合ひを進める場合に、一つの焦点は、冒頭に取上げました、国の保険事業というものをばつきり本法の中に加えなければならぬ。次は、先ほが片柳会長が御指摘になりましたけれども、漁獲共済の中における共済限度額という問題は、政府案では魅力ある共済制度という点から問題がある。ただ、いろいろ議論をしてまいりますと、安定漁業の一般の場合九〇、それからさらに一般の場合八〇、不安定の場合、変動の場合七〇という団体側の要請の問題は、これは私は妥当な要請であるといふことで、いろいろ議論をしてまいつたわけでありまして、けれども、ややもすると、九五という問題については、利潤部分を含むかどうかといふことが、農林省あたりの議論としては出てまいるわけでありまして。それと同時に、いわゆる経費という問題について、労働政策上の配慮というものをやはり考えていかなければならぬと私は思ふ。従来の漁船労働者に対するところの歩合給的なものを逐次やめていつて、固定給の部分も拡大するんだ、将来は固定給というものを中心を置いた給与体系にしていくのだといふことになれば、漁に行こうが行くまいが、そういう賃金というものが行つていくのを経費を考へていかなければならぬといふことであつて、従来の漁業政策上の欠陥であつた労働政策の面、賃金の面、それらを前提にして経費という観念は使用しなければならぬといふふうに思ふわけでありまして、そういう点等もか

らんでいかなければならぬといふものをどう考へるかといふことになつていかなければならぬじゃないか、こういうふうな思ふわけでありまして、さらにこの点、國先生からも御意見があれは承りたいと思ひますし、片柳会長からもその点について御意見を承りたいと思ひます。

○國参考人 限度額の問題を何十%にするかといふことは、かなり技術問題も入ると思ひます。結局限度額を引き上げると、掛け金率を引き上げなければならぬ、あるいは掛け金率を引き上げなければ、国庫の助成金と申しますか、負担金を出さなければならぬといふ問題にも関連してゐると思ひます。後段にお述べになりましたように、漁業における経費の中に、漁業に従事する労働者の賃金というものが正當に加算せられていないという現状があれば、それを加算するといふことが、漁業経済の経営の安全あるいは健全化といふことに役立つのだと思ひます。これは農業の問題とあわせて考へると、その点がよくわかると思ひます。ただし、現状が歩合制度を主とする、いわゆる賃金を主としないといふ

こととさせていただきます、現状からにわか
に遊離するということもいかに考
えませんが、本来労働者の賃金体系を確
立するということが重要なことだと
考えます。それを現状においてどの程
度漁業共済制度の支払いのほうへ加味
するかというところは、私ちょっと具体
案を持っておりませんが、大事なこと
だろうと考えております。

お答えにならぬ回答であつたかと思
います、一応申し上げます。

○片柳参考人 私からもお答えいたし
ますが、先ほども公述をいたしましたよ
うに、必要経費のうちには、利潤
はもちろん入っておりませんが、さら
に償却費も実は除外されているわけ
です。この辺もおそらく理論としては、
償却費を必要経費に見るのが正当では
ないかという議論も私は相当あると思
います。そういう問題もあります。
し、また私が申し上げましたような資
材費その他労賃も上がつてきておりま
すし、特にいま御指摘のように、最
近の労務問題、特に労働力の確保の点
から、この問題が非常に大きな問題に
なつてきておる。また船のいろいろな
保健衛生設備の整備の問題も急がれて
おります。したがって、私ども
も、やはり九五にして利潤まで見ると
いうところまで行かぬのではないかと
思います。ただ、私も専門家ではありませんし、
具体的な積算をしたわけではありませ
んが、概念としては、そういう労働問
題なり資材費の高騰という問題は、特
に考えていくべきじゃないかというふ
うに考えております。

も、試験実施中の赤字をどうするかと
いう問題であります。私どもは、試験
実施というものは、政府の漁業災害補償
制度をつくるための準備として、政府
の責任において関係団体の協力を得て
やつてきたのだからして、その過程に
おいて生じた負債というものが、一億
五、六千万といわれ、あるいは農林省
では、若干精算の方法にもよりまし
けれども、もう少し少ないのじゃないか
という見方をしておるようですけれど
も、いずれにしても、この赤字につい
ては、これは十月以降発足を予定され
ておる共済団体がかりに一部でも受け
継ぐというのでなしに、全然別個の間
題として赤字処理をすべきである、し
かも、これは国の責任においてやるべ
きだというように考えるわけでありま
すけれども、農林省の中の意見として
は、試験実施中のいわゆる政府が考え
ておいた設計というものが、それぞれ
の年次において必ずしも設計どおりに
やられたともいえないし、したがつ
て、いろいろ赤字が出てくる面につい
ては、少々は関係団体が泣いてはどうか、
こゝろいうふうな意見が若干残つて
いるのではないかと感じが、率直
に言つてするわけでありまして、私は、
新団体が発足する場合に、先ほど来園
先生、また片柳先生からも出ておりま
すように、特に今後すべし出ていく
場合には、養殖等が伊勢湾あるいは
チリ、二十八災というふうな状況にな
ると、いまの政府の原案のような形で
は必ず大きな危険が生ずる危険性が多
い。そういう危険性をはらんでおる本
法の施行後の共済団体にそういうもの
を負わしていくという形は、絶対に避
けていかなければならぬ、こゝろいう

うに思うわけですが、この際、団体側
として、試験実施中の赤字というもの
をどう処理していくかということにつ
いての希望を、片柳会長から承つてお
きたいと思ひます。

○片柳参考人 希望をいたしまして
は、かねてからいろいろすでに申し上げ
て御陳情もいたしておる趣旨でござ
います。いろいろ過去の経緯を見
ますと、こまかい議論はあると思ひ
ます。しかし、かような新しい制度が
スタートすることでもございまして、
し、いままでのそれに相応する功績も
あつたわけでございますので、大きく
見て、国の委託による試験実施の性格
に照らしまして、これはひとつ全額国
において御善処していただきたい。並
行してやつております任意共済部門に
おいては、若干の赤字は想定されて
けれども、これは対象も違ひますし、
また勘定も別にしておりますから、そ
の任意共済のプラスを片方に使うとい
うことは、これは契約者の利害を侵す
ことにもなりますし、これはひとつ別
にいたしまして、この全水共の赤字問
題につきましては、高度の立場から政
府にごめんどうを見ていただきたい、
率直にさうに考えます。

○角屋委員 これは片柳さん、それか
ら安藤さんの供述になつたわけであ
りけれども、四月から九月までの実施
の問題であります。いわゆる四一九の実
施問題、これは従来の試験実施中の条
件から相手にシビアに加入を引き締め
まして、そして四月から九月までの
実施については、これは政府はある意
味ではタッチしてないという形にな
る。そういう形でこれが実施されてい
く。これはやつてみてどういふ結果が

出るかということでありましてけれど
も、私は農林大臣との質疑の中でも申
し上げたのは、せっかく加入が上昇し
てきておる状態にあるのを、四月から
九月までについてはシビアな条件で一
たんレベルダウンする、こゝろいうや
り方は、非常に政策としてまずいのは
ないか、したがつて、四月から九月ま
でについて、従来の加入のカーブをそ
のまま押し上げたようなカーブで実施
をするということも政府自身も認め
て、それについても、もしかりに赤字
が出るような場合については、新団体
の内容と無関係に、別個にこの問題も
処理しよう、こゝろいうことで、そう
いうカーブの上に乗つて、新団体が新し
い形ですべし出ていくように、こゝ
ろいう意見を強く言つたのでござい
ますけれども、四月から九月までのこの実
施問題についてどういふふうな団体側
として考えておるか、また御意見を
持つておるか、この機会に承つてお
きたいと思ひます。

○片柳参考人 私どもも、できればこ
の空白の期間におきまして従来の体制
をむしろ堅持して、上向きで新団体に
継承したい、こゝろいう考えは当然
持つたわけでございますが、遺憾なが
ら、国の予算の面からいたしまして
も、ことしの三月でいよいよ試験実施
は打ち切りになりました、この法案が
通りまして、新制度が十月でござい
ますので、そこにやむを得ざる空白が
できるわけでございます。この空白を
放任することはできませんが、しか
し、その結果あるいは起ることになり
ますと、現実問題といたしましては、そ
の間にどうも従来のように積極的に契

約をするということ、いたすに補
根を新団体に残すことになりまして
で、実はまことにこれは残念なこと
であります。最小限度必要なものに
ついて契約をいたしたいというふう
に考えております。しかし、この空白
も、制度のギャップとしてできたわけ
でありますから、できればこの間に起
きた赤字というものをもしも国がめ
んどろを見たいだけならば、私ども
は途中であつてもつと前向きな姿勢
に転換することができると思ひます
が、現状ではなかなか困難のようであ
ります。ただ、現実問題といたしまし
ては、いま北洋の例の鮭鱒漁業が始
まつておりました、漁具共済が一番さ
しあたりの問題であります。これは
いままで民間にいつておつたものをこ
ちらへ切りかえたという経過もござ
いますので、これはできるだけ従来の
りやつてまいりたいというこゝろで
契約をしておると思ひます。ただ、そ
の結果、もしも赤字ができた場合にお
いては、新団体が赤字を継承すること
はいかにぬといふことになりまして、削
減をせざるを得ないということになり
ますが、これもお話のようにことしの
あれで削減してまいりますと、来年の
加入に影響してまいりますので、さ
うな事態が起きない場合には、い
は、いろいろ母船漁業者もおります
し、相当有力な協力を得られる向き
もあると存じますので、さうな削減等
が起らないような措置をできるだけ
考えてまいりたい、できるだけこれ
つないでまいりたい、こゝろいうこと
でありますが、全面的に前向きにいま
の加入を促進して新団体に受け継ぐ
といふことは、遺憾ながら赤字補償の制

度がございませんで、御了承をいた
だきたいと思ひます。

○角屋委員 時間の関係もありますの
で、最後に、一点質問をして、その程
度でとめたいと思ひます。

今度の国会の会期終りまでに、わ
れわれといたしまして、内容をでき
るだけ政府与党の理解と協力を得て前
進させながら、法律案を処理した
い、こういう気持ちで強く持つてお
るわけでございしますが、そういうこ
とで、本法が内容充実に可能な範囲にお
いてやられて成立をした場合、十月
までのいわゆる受け入れ団体としての
準備の問題であります。漁業共済組合
あるいは漁業共済組合連合会というも
のの存在を立としていかなければな
らぬ。さらに政府案のままでいきます
と、五億の漁業共済基金の中の残りの
さらに半額は、関係団体で持たなけれ
ばならぬ。こういうものについても、
十分それを消化し得る体制にあるかど
うかというふうな問題もあり、さらに
また、本年度十月以降、大体二百億前
後の契約金額でいけるだろうという前
提の上に立つておるわけですが、それ
は十分こなせるというふうな判断の上
に立つておられるかどうか。本法がさ
らに前進した形で実施された以降にお
ける本格実施までの段階、あるいは本
格実施以降におけるところの問題も含
めて検討してありますけれども、そ
ういふ問題に対する団体側としての受
け入れ体制、準備、心がまえ、こうい
うものについて、会長さんから最後に
お答え願ひたいと思ひます。

○片柳参考人 御質問の点は、まこと
にこもつともな点でございまして、実
は私どももおかげさまでほばこの法案

が通るであろうという見通しもできま
したので、従来の漁業制度期成本部を
推進本部というふうには実はやや体質が
えをして、今後御指摘の線に沿って
きたいと思つておるのでございま
し、すでに安藤会長からも北海道の情
勢のお話がございまして、各地方の
本部も、今度はこの制度がほぼできま
したので、今後は具体的にこの制度を
軌道に乗せる推進本部に模様がえをし
ていきたいと思ひます。これはさつき
安藤さんからも言ひましたように、ず
いぶんいままで急いで御無理も願つた
わけでありまして、できまして以上
は、全国的に普遍的に加入ができるよ
うに、計画的に進み得ますように私
どもも万全の策を講じていきたい。またそ
の機運は私はずでにできてきておる
と思ひます。現在のところ、すでに二十
近いものは、少なくとも十月ころまで
は府県に共済団体も設立の見込みであ
ります。したがって、全国連合会
設立の条件もすでに予定数をオーバー
してありまして、また、当然加入では
ないという点が違ひますが、しかし、
協同組合運動の一環でございしますの
で、県におきまして全面的に単協が
加入するように、今後においてもいろ
いろ努力していきたい、かように考え
ております。

○赤路委員 関連して、園先生に一回
だけお尋ねいたします。

いろいろ学問的な面からの保険理論
をお聞かせいただいたのですが、現在
提案されておられます政府の災害補償
法案は、災害補償的なものであるとお
考えになるか、それとも共済制度的な
ものであるとお考えになるか、学問的

な面から、一言でけっこうでございま
すから……。

○園参考人 おそらく、最初に私が申
し上げましたように、補償制度という
ものは、受益者が費用を負担する部分
がかなり少なく、第三者、特に国家
が費用を負担する部分が多い場合を補
償というように申し上げました
ので、その点からのお尋ねだと思ひま
す。今回の制度が、私の言う補償制度
の名に値する制度であるかどうかとい
うきついお尋ねでございしますが、これ
は本質的な問題というよりも、量的な
問題であらうかと思ひます。社会党の
御提案のほうがより補償的だといふこ
と、したがってまた、政府の御提案の
ほうが保険的だといふようにお考えい
ただいていいんじゃないかと思つてお
ります。學者として、はなはだあい
まいもこのお答えを申し上げて申しわ
けありませんが、これで……。

○赤路委員 ただいま園先生から御意
見を承つたが、片柳さんにちよつと御
意見を承りたいと思ふのです。

る意見を述べたいのでした。片柳
さんですが、この意見の内容を聞いてみ
ますと、まことに苦心された内容で
ございまして、政府のほうへも社会党の
ほうへも顔を立てたようになつてこ
なつておつて、結果的には焦点がぼけ
てしまつた、こういうふうな思ひわけ
なんです。今度の災害補償法の一番の
焦点は何かと申しますと、やはり国の
再保険事業を盛り込むか盛り込まない
かというところが、一番の焦点だと思
ひわけなんです。片柳さんの御意見の
中にもございまして、いままで
試験期間六カ年を通じていろいろや
つてきた。そして現時点においてはそ

の可能性が云々というふうな御意見の
発表があつたわけなんです。私の考
えから言ひますと、やはり踏み切る
べきは踏み切りがなければ、いつまで
たつても踏み切りがつかないのじゃな
いか。そこが問題の焦点だと思ひ
ます。

そこで、お尋ねいたしますことは、
もうこれだけ審議が進められてまい
たわけでありまして、この法律案が通
過いたしました場合、その後における
全漁民を代表する団体として、非常に
大きな責任が出てくると思ひます。政府
として再保険に踏み切らさなければ責任が
団体にかぶせられてくると思ひます。そ
ういふふうにお考えになりますかど
うか、その点一点だけ……。

○片柳参考人 御指摘のとおり責任
感を強く感じております。

○足尾委員 ちよつと関連して、一点
だけ……。

園参考人と片柳参考人に伺ひます
が、園先生のお話を聞いております
と、非常によく農災法等を御研究に
なつておりますし、問題点はちゃんと
御存じになつておる。私も農災法等
を取り組んで長いこと悪戦苦闘してきて
おる一人でありまして、名は体をあら
わすというところはありますが、その
農災法の名は体をあらわしておらない
のです。そこが問題がある。今度の場
合も同じような事態を生じやしない
か。この点を私も心配しておるので
あります。いわんや、再保険措置が検
討事項として法律にうたはれておると
いうような状態でありまして、超異常
という点に対しては、考え方がよつて
は、超異常を再保険をして、国がこれ
に対して全責任を負ふというたてまえ
は、形は再保険の形をとつております

けれども、言うならば、これは一つの
国家補償の形をなすものであります。

名は再保険、特別会計で国が自動的に
災害に応じて支出をしていくという現
行制度というものは、非常にいい仕組
みになつておる。そういう仕組みの
のをこれに入れてこそ、名は体をあら
わすということになるのじゃないかと
私は思ふのです。ところが、それが検
討事項という形になつて、近き将来に
おいて実現を見るという期待が持てま
しても、発足当時にいってそれが明文
化されない。もし暫定施行期間に超異
常災害が續発した場合には、一体ど
うなるかという心配があるのでありま
し、むしろ、強制加入に踏み切つて、
すみやかに国の再保険、つまり、農災
にとられておるシステムと同じよう
な――その中身はいろいろ検討を要す
るものでありましようが、考え方とし
ては、災害に応じて自動的に国の支出
がこれに伴う、こういう形をとるべき
ものではないかと私はひそかに考へて
おる一人であります。やはり超異常
に対する国の再保険、いわゆる国の補
償という面を強く出していけば、当然
強制加入の問題がそこに唇齒輔車の関
係として出てくると思ひます。こ
ういふ考え方について皆さんはどう
うふうにお考えになつておられますか。
ひとつ制度のたてまえとして何つてお
きたいと思ひます。一度できた制度
といふものは、そう簡単に、直すんだ
と言つても、従来の事例から見ても、な
かなか直せません。やはりいま赤路委
員から御指摘になつたように、踏み切
るときには必ず踏み切つておかない
と、言うべくして実行はなかなかむず
かしいと思ひます。ゆゑに、あえて意見

を付してお伺いをいたしておるわけでありませう。

それから、これは國先生に伺つておきますが、そう言った場合に、いわゆる災害補償制度の性格について、農災法の場合においては市町村の公営の道を開いておる。それは相当期間を経ましたが、最近では公営の方向は漸次擴大されて実施されておるのであります。そう言った場合におけるこの災害補償制度の性格というものは、やはり公共的な性格を強くして、公営の方向に進むべき筋のものではないかということが考えられるわけでありませう。そういつた点について、制度のたてまゝとして、いかようにお考えになつておられますか。農災法自体が現在十分なものと云へません。しかし、いま申し上げたような姿勢において漸進的によくなりつつある、こういうことを感ずるのであります。この点についていかようにお考えでございますか、御意見がございましたらばお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國參事 農災災害補償制度ができましたのは、たしか昭和二十二年だつたと思ひますが、その後数回制度の改正が行なわれて現状にきておることは、皆さまの御存じのとおりだと思ひます。そこで、この漁業災害補償制度が一ぺんに農業災害補償制度と同じところまでいくということは、ちよつと考え得られませんか、やはり漸進的な経路をたどるもののように私もは考へております。そこで、最初はある程度満足がいかなない制度であるかもしれないと思ひます。やむを得ないというふうに私は考へますが、しかし、できるならば最初から、たとえば國の再保

險制度を持ったところの制度にしたほうがよろしいのだとは私も考へております。政治的なことは存じませんが、そういうことだけを申し上げておきたいと思ひますが、災害補償制度であるか、災害補償制度であるかという名にとらわれるよりも、実際に漁業に關するいろいろな不可抗力的な災害に對して、漁業経営の安全をはかるというこの実をなるべく早い機会に実施することが望ましいというふうに私は考へております。お答えにならないかもしれませんが……

○片柳參事 國の保險が、御指摘のように超過再保險として、國が全面的に見ていただきたいということ、私も同感でございます。同じ考え方でございます。

それからその制度ができる過程の基金が多く出ない場合は、先ほども一応申し上げたとおりでございます。超過再保險の措置がないわけでございますから、予定以上になつた場合においては、國の責任において適當なる支払措置を講じていただきたいということも、先ほど申し上げたとおりでございます。

強制加入の点につきましては、これは御意見でありますから、今後十分検討はしていきたいと思ひております。ただ、私の誤解かもしれませんが、現に共済団体ができまして、漁業協同組合が当然加入はいたしますが、この組合員である漁業者が共済組合と共済關係を結ぶかどうかは、これは一応申し込みに応じて、特別な理由がなければもちろん契約をいたしますが、漁業共

済關係は、やはり漁業者の申し込みに応じて成立するという点は……

○足鹿委員 これは三段階ですか。二段階じゃないですか。

○片柳參事 ちよつとその点は私が間違つておるかもしれませんが、そういうふうには私は理解しております。

それからもう一つは、公営問題は特に御質問がございせんので、省略いたしますが、漁業協同組合が本體となつてつくりまします、ちよつと先ほど安藤さんも言われましたような、できるだけ協同組合運動の線に沿つて、實際上全部の組合が加入するというふうな基礎づけてまいりたい。それでもどうしてもいかぬという場合におきましては、あるいは當然加入ということもお願ひすべきかと思ひますが、私どもは、いまのところは、十分全面的に加入できる自信を持つておるようなわけでありまして、またさういふ今後とも進めてまいりたい。ちよつとその辺誤解があるかもしれませんが、その辺が農業共済や社会党案とは違つておるかと思ひますが、十分検討したいと思ひます。

○足鹿委員 私はふえんしよと思つたのですけれども、関連です。芳賀委員が本格的におやりになるでしようから、一つだけ申し上げておきますが、やはり法案のたてまゝは二段階制になつておる。それで、いまの片柳さんのお話を聞きますと、まあやつていけるんだ、こういうことなんです。が、農災の場合は、通常責任を今度三割までは市町村、末端におろしたのですね。異常災害のものについては県段階、超異常が國、こういう形に一応その是否は別として割り切つておるので

す。現在の形としては、漁業協同組合連合会が事業主になる場合には、県段階において通常被害を見るのか。そして全國段階で異常及び超異常災害に對する保險措置、共済措置を考へるのか。その辺はひとつ問題があると思ひます。農災法の改正の際にも、片柳さんもおられつた御一語に御審議願つた経験が昔からあるのですが、そういう点で二段階制という点について末端に重点を置くか、あるいは県段階で危険負担をフルしていき方方がいいかというところは、考え方としていろいろあるかと思ひます。私は、県段階の行き方というものの分布、農災の場合と違ひまして、局部的、部分的でありますから、これは可能であらうと思ひますが、それは可能であらうと思ひますが、その場合、県連合会の共済責任の限界はどこまでであつて、そして異常及び超異常の際には、全國段階がどういふ形でこれに乗り出してくるのか、共済責任を全うするのか、やはり運営上ともからんで、問題があるのではないかと思ひます。御検討願つておきたいと思ひます。別に御答弁はなくてもけっこうです。

○高見委員長 芳賀委員。○芳賀委員 参考人の皆さんから熱意のある意見を聞かしてらつて非常に参考になつたわけでありまして、主要な点だけについてお尋ねしたいと思ひわけでありませう。

ちよつと昨年の十二月六日に、漁業災害補償制度期成全國漁民大会というものがあつたわけでありまして、私どもも熱意を持って出席したわけでありませうが、この大会の決定事項は、すでに言ひまでもなく、第一の柱が「異常災

害に對する部分の負担については、國の責任をもつて措置すること。」「第二は、「通常災害部分についても沿岸漁業等の負担能力に応じて、掛金負担について助成を行うこと。」「第三は、「共済団体の過渡的な収支調節のため漁業共済基金を設置すること。」「第四は、「事業組織については、実質的に漁協系統組織が活用される組織を考慮し、必要な事務費に對する助成を行うこと。」「これが災害補償制度確立の最大の柱であつたわけだ。

今回の政府案については、先ほど御意見があつたわけでございますが、この一番大きな柱が政府案によつては欠けておるということになると、先ほど同僚赤路委員からも発言があつたとおり、この最大の柱の抜けた、名前だけの政府の漁災法というものに対して、全國の漁民の意思というものは、これでやむを得ぬということになるのだから、そういう骨抜き、期待に沿わない法案が成立したとしても、これは全く期待はずれだからして、協力はできないということになれば、これは片柳さんにして、安藤さんにしても、それぞれ最高の指導的な立場で苦勞をなされてきたわけでございますから、この点について率直な御意見をお聞かせ願ひたい。

○片柳參事 國の保險事業ということが一番大きな骨子であります。ことは、先ほど申し上げたとおりでありまして、ただ、いろいろな機關等その他關係から、近い将来にこの制度を必ず立ててもらいたいという附則をはつきりすることによつて、われわれはとにかくスタートを切らしていただきたい。しかし、この附則第二条の実現が

非常におくれましたは、これはまこと意味がありませんが、われわれも努力いたしますが、早急に、一兩年中にこれをひとつ実現していききたいということ、もちろんいろいろ意見はございますが、大体的傾向としては、そういう将来の期待がはつきり持ち得ますれば、この際、スタートを切つて、むしろ諸般の準備を推し進めるといふことのほうが補完体制としてはよいのではないか、こういうふうに思ひます。

○安藤参考人 私、芳賀先生の御質問に対して補足してお答え申し上げます。

先生がおっしゃるのは、一々ごもつともで、私はそれに対して反論を申し上げることは何もない。ただ、実際問題として、漁村そのものが持つております特質が、人おのおの立場によつて見解が異なつてくるということ、絶えず漁業の宿命的な重荷になつてゐるわけでありまして、したがうして、私も当然だと思ふことも、ある立場によつては全然否定される、そういうことが漁民の不幸を累積する、こういう原因になつておることは事実なんです。これは絶えず今後ともずっと続くと思ひます。よほど漁村が貢献できる時代に入つてまいりません限り、そうした漁業の持つ特殊性というものは、なかなか一般に理解されないといふことが続くと思ひます。したがうして、あまり理想だけを先に言い過ぎますと、いつまでたつても自分の前進の入口さまでできない。私はいままで苦い経験をいろいろ見ておつた一員でありますから、一応その入口をつくりまして、そこに将来の約束が

あるならば、断固として、われわれはみずからの責任において、自分たちの漁村の特質というものは、安心がいただけるものであるといふことを立証したいといふ情熱を持つておるわけでありまして、でありますから、一種のはやりことばで言ひましたら、ビジョンを、看板に偽りなしというビジョンをせめて持つておられるならば、われわれは経過としての——先ほど私が開陳申し上げましたときに申し上げたのですが、経過としての立法といふものはやむを得ないじゃないか。そのかわり、われわれは必ず立証してみせるというやうな段階じゃないか。それをあまり政治を待ちますと、二年も三年も先になりまして、かえつてとんでもない事態が起こつてきて、経済の高度成長下で一そう困つたことを起こしてからでは取り返しがつかない。しかも、最近見ますと、工業の異常なる進歩の陰には、悲しむべき漁村の衰退がある。北海道や東北あたりに

はわりでありますけれども、工業が異常なる進歩の地帯における漁民の窮乏というものは、自然に漁業を投げなければならぬといふ事態も起きておる。そういうこともありますので、一日も早くやることをやつてみて、そしてそれらの人たちの苦難にわれわれは協力しなければならぬ、こう思ひしかるもまた、みずから守らねばならぬと思つておるわけでありまして、でありますから、これはおっしゃるとおり、決して異論はありません。そういうこととでありますけれども、片柳会長が申し上げましたとおり、私前線に働く者としても、理想像があるならば、この際ひとつ踏み切るべきだ。かつて私が漏れ承ったところでありまして、

けれども、もしかりに漁業共済法案なつたとしても、先ほど言つたかとおつちやうな切りの、一たん立法されまして、それが実施に入ると、まずい場合、それは廃止をして新たな角度から出ようなどといふことは、私は十年も二十年もかかると思ひます。でありますから、ここにひとつ理想を掲げて、約束を取りつける限りにおきましては、失礼だが、取りつけるということはは当たりませんけれども、少なくとも表題に漁業災害補償法といふものを掲げられて、それをどうも共済の限度でやめたといふことは、權威ある国はやはりやむを得ないといふ信じておるわけでありまして、でありますから、われわれの責めにおいてやり得るものは徹底的にやる。そして御安心のいふやうなものを立証しながら、ここの兩年のうちに——私は長いことを考えておられます。一兩年のうちにいつきりした内容の整備に着手されていただきたい、さういふ存じております。

○芳賀委員 先ほど國先生から、保険、共済あるいは補償に対する制度上の問題についても、明確な規定づけの御意見がありましたので、これを一つの尺度にして、政府案あるいは社会党案を照らした場合においては、これは優劣というよりも、社会党の案は、たとえば漁民大会の要求の最低の希望を満たす程度の内容であるといふやうにわれわれは考へておるわけです。決して、安藤さんの言われたとおり、社会党案はビジョンであるとか究極のものであるといふわけじゃないのです。これは現在の農業災害補償法とや同列な制度をつくるというところに、大

な出発点を置いたわけでございますからして、われわれとしては、現在の農業法に決して満足しておるわけではなないのです。農業制度の到達すべき方向といふのは、われわれは完全に国家補償に持つていかなければならぬといふことでやつておるわけでありまして、ですから、出発にあつて、少なくとも現在第一次産業の中において、農業、漁業の置かれた地位といふものを考えた場合、これらの制度をつくる場合においても、やはり国の責任といふものが大きく介入しなければ、制度の効果といふものが及ばないといふことは、これは言うまでもないわけですが、したがつて、この点に対しては、やはり皆さん方におかれましては、主権者の立場から、いま政府の行なつておる内容の貧弱な、責任を全くのつれた、名前だけつけばなしで、体質はどうでもかまわぬといふやうなものに対しては、やはり的確な判断を与えておくほうがいいんじゃないかといふふうに考へるわけです。

それで、具体的な点であります。第一に、かりに政府案がそのまま通つたやうな場合には、これはとてもないことになつておるわけですが、仮定の問題になりますけれども、この政府案がそのまま通つた場合、これに対する受益者といわれる漁民の皆さん方が、この制度にどの程度熱意を持つて参加されるかといふことは、この保険の設計上あるいは経営上大きな問題点だと思ふ。もちろん、いろいろな点から予測された設計はされておると思ひますけれども、先ほど國先生も言われ

いって、まず大多数者はこれに積極的に参加しなければならぬといふことが大前提になるわけでありまして、国が再保険さえもやらぬといふことになる、これは全く相互救済といふことにはかならぬわけですね。その場合、はたして前提になる大多数者が進んで参加するといふ態勢が期待できるかどうか、この点は非常に大きな問題だと思ふわけですが。しかも共済の引き受け等についても、先ほど足跡委員が言われたとおり、末端において漁業協同組合が相当積極的にこの制度に協力するといふ態勢にならなければ、問題の発展は不可能でないかと思ひます。政府案における漁業協同組合の位置づけといふものは、単に都道府県を単位とする漁業共済組合に漁協自身として参加する、あるいはその地域における漁業者は任意の立場で参加できる、こゝういったことになつていない。それですからして、やはり地域における漁業協同組合が相当積極的に行動を展開するといふことに期待を持たない限り、共済引き受けあるいは実施の効果的な運営といふものは、期待しがたいといふふうに考へられるわけでございますが、この点については、過去六年間にわたる実験段階のいろいろな御経験等もあるわけでございますから、この点に対して御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○國参考人 私ども研究会の委員として若干いままでの試験実施の結果をいろいろ検討はしてまいりました。それを大部分盛り込んで政府案ができていふといふことは、御存じのとおりであります。その中の国の再保険制度といふものが欠けていふといふことであ

ります。これについては、その必要をはかの参考人からも述べたことと思ひます。繰り返して申し述べること必要でないかと思ひます。政府案と社会党の案を比較してみます。政府案は画竜点睛を欠くといふような批判に値するか、あるいは再保険制度を設けるということが、十分の上にもさらに希望する、いわば隨を得て蜀を求むといふような批判に値するかといふのは、いろいろ立場があると思ひますが、とにかく、できれば即刻といふことになりましようが、早い機会に國の再保険制度を導入するといふ必要は、だれも認めておることだと思ひます。即刻認めるということについては、財政支出をかなり伴いますので、それができるかできないか、私よく存じませんが、再保険制度の必要といふことはいまおつしやるとおりであると思ひます。

○安藤参考人 ちよつと芳賀先生誤解になつておられるようですから、先ほどの答弁に補足をさせていただきます。ビジョンと申しましたのは、社会党案をさしておりません。政府が共済法案といふようなものを出されるということをお私に陰ながら何つて、それはたいへんだ、それならむしろやめてもらつたほうがいいのであつて、将来を約束するようにビジョンを書かなければならないならば、われわれは見解の相違、立場の相違から起る苦難に對しては忍ばねばならないのじゃないか、それをささめいけないといふならば、遠い将来にかかつておるべき事態になつてからでは、間に合はぬといふことを申し上げたわけでありま。

社会党さんが御熱心に立案されましたことについては、満腔の敬意を持つておるわけでありま。誤解のないように願ひます。したがつて、いま國先生、片柳会長が言われましたように、重複いたしまして、不明確なところは開陳の際にも申し上げております。大衆に呼びかけるときに非常に効果を落とす、わかりにくくしておりますと、共済内容だけしか知らぬといふことになりましたら、前進しません。

もう一つ、つけ加えて申し上げたいのですが、いまのままで一体大多数が入るかどうか。國先生に対する御質問で、私に對する御質問でないから、私が申し上げるのはおかしいのですが、私は、ある限界に達したとまつてしまふと思ひます。ある限界に達したとまつたら、当然そこに別な手、すみやかに理想の形態を整えないと、異常災害に對してとまつてしまふ、突発があつたらとまつてしまふと思ひます。私は、そんなことのないように、親の心子知らずといふようなことのないように努力したいと思ひます。つけ加えて申し上げておきます。

○芳賀委員 その点でございすが、政府案によると、それは参加者のそれぞれの負担と責任において漁業共済事業を行なうといふことになつておるわけですから、加入の条件は任意加入といふことになつておるわけだ。ところが、農災制度の場合は、これは不十分でございすが、補償と保険と混合方式をとつておるわけだ。したがつて國が一定部分を補償するといふ前提があるわけだ、これは客觀的に見ても、農業者がこの制度に参加したほうが有利である、利益であるといふ判

断は成り立つわけだ。したがつて、市町村の共済組合地域における資格者が二分の一以上参加した場合に、他の者は当然加入といふことになる。当然加入制をとつたわけだ。國が相当部分の責任を制度上負うといふことを約束して、そのかわり、当然加入の制度を設けてあるわけだからして、多数者の参加という前提条件からいへば、当然加入の規定によつて全部入つておるといふことになるわけだ。今度の政府案の場合は、政府の責任が介入しておらぬ。したがつて、加入する場合にも、強制的な加入はさせるわけにはいかぬ。希望の人だけが加入するといふことになつて、共済引き受け等についても、多数者の参加といふものはない。この政府原案によつては大きな期待ができないことに當然なと思ひます。それを緩和するためには、やはり一つの希望を与えて、一年以内あるいは二年以内には必ず國の再保険制度といふものが実現できるのだ、國のほうでも、一年以内、二年以内においてはおつての希望と約束が、この制度発足当時において確約されないと、それまでしんぼりせよといつても、いまの政府は何をやらずにわかれぬですか、この点をわれわれは一番問題点として指摘しておるわけだ。

次にお尋ねしたい点は、結局國の再保険制度といふものがないわけですか、それならば、都道府県を単位にして共済組合、あるいは全国を単位とする連合会において負担し得る責任の限界といふものは、おのずから定まつてくるわけだ。これは保険経理上も一つの敷理といふものが出てくるわけ

でございすが、その場合、たとえば予測されないような大きな災害、農災法からいへば異常あるいは超異常といふことになるわけでありすが、その危険分散あるいは危険負担といふものはどの程度消化できるかといふ点であります。安易な考えを持つと、一方において基金制度といふものがあるから、この基金制度に依存して、先ほど國先生が言われたように、これが一つの調整的な作業を行なうこともできるのではないかと御意見でありましたが、政府案によると、そういう調整作業を基金でやらせるといふことにはなつていないわけだ。この基金の性格は、農災法の基金の性格と全く同様なことになつておるわけだ。ですから、政府の考へておる制度によつて、この基金を異常、超異常が起きた場合の責任分の支払いに向けて取り出すことはできないと思ひます。ですから、制度上の問題として、基金との關係をどういふように結合させて、政府が再保険をやらぬその過渡的な段階において、これを処理するかといふような点についても、参考人の皆さんから聞かしておいてもらいたいと思ひます。

○國参考人 支払い調整基金は、通常の支払いの場合のアンバランスを調整する働きを持つておるものでありまして、超異常と申しますか、超過損害の支払いに對する調整の役をしておるものではないと思ひます。これは農業災害補償における基金と同じ性質を持つておると思ひます。ただ、金額が片方は三十億でありましたか、こちらの漁業のほうには五億、あるいはスタートのときには四億といふことではあります

ら、かなりの差があるといふことであります。しかし、実際にその支払い調整基金の必要がどの程度かといふことになると、他の参考人がおつしやつたように、五億では足りないのではないかといふ懸念もあると思ひます。そこで、どうしても國の再保険制度が、超過した異常な支払いに對する安全弁と申しますか、調整をするものとして必要になつてまいります。これはいまおつしやつたとおりで、なるべく早い機会に再保険制度を持たなければならぬといふように私は考へております。しかし、これは先ほどどなたか申されましたように、政府案の附則第二条といふものがはつきりしないから、それははつきりさせて、近い機会に國の再保険制度を云々といふようにする必要があつるかと思ひますけれども、これは先生方のほうの御努力に待つといふことに歸着するのではないかと思ひます。

○片柳参考人 私からも簡単に申し上げますが、いま國先生の言われましたように、私もどが当初要望しておりました基金制度は、通常の責任部分の不足分調整といふことでありまして、今度できる基金とは多少違つております。再保険ができませんから、ことばを裏返して言いますと、いわゆる通常、異常もひつくるめた、全体をカバーする基金制度といふことで、変形的な経過的なものだと思ひます。したがつて、五億でできない場合は、相当大きな、いわゆる超異常的な事故が起つたときでありましようから、五億で足りない場合には、先ほど言いましたように、ちよつと再保険を國の責任で持つように、特別措置として別途に國の

責任において措置を講じてもらいたい。五億のファンドをベースにして融資をするという問題もあるかと思いますが、これは融資でありますから、あくまで返すことになりまして、超異常危険に相当することになります。なかなか貸すほうも返す見込みがないということになります。融資も困難ではないかという問題もあるかと思ひまして、その点、こういうような場合には、ひとつ国の責任において支払い措置をとっていただきたいということ強く要望しておきます。

○芳賀委員 次に、先ほど任意共済に關する御意見もありましたが、まあ引き合ひは、やはり農災法にもまたがるわけでございますが、現在漁業関係は水協法による共済事業というところで、建物共済あるいは厚生共済事業が行なわれるわけでございますが、農協の場合には農協法による共済規定に基づいた共済事業と農災法による任意共済事業と、両方の制度でこれは運営できることになっておるわけですね。これは片柳さんも御承知のとおり、農協の共済事業と共済組合の任意共済事業の競合は、相当歴史的にもいろんな問題を惹起したことは御存じのとおりです。しかし、新しく漁災法が生まれる場合、漁業経営上の、当然それに付随する建物であるとか、あるいは従事者を中心とした厚生共済事業等は、やはりこの制度の中でも行なえるという道は開くべきであると思ひます。水協法でやっておるなら、これはやるべきではないとか、やらぬということは、当を得ないことだと思ひます。特に政府案の漁災法というものは、末端においては漁業協同組合の協力というものは不可欠なものになるわけでありまして、それから出発当初から経営面においてはそれと兼顧できない面が多々あると思ひます。農協関係の任意共済事業等の例を見ても、どうして末端における、あるいは府県の共済組合というものが、建物あるいは厚生共済を頑強に守ろうとすることは、この任意共済事業が併用をされることによって、やはり本来的な共済事業というものの対して、経済的にも資金的にも相当補完的な役割というものを果たしておる、あるいは社会制度的な役割も果たしておるということになっておるわけですね。ですから、たやすく手離せぬというところに当然なっておるわけですね。特に漁業関係は、経営面から見ても、決して農協の關係よりも有利性があるということにはなっていないわけですね。決して、これもやはりあとで加えるというところでなくて、発足当初から任意共済事業というものは行なえるというようにしておかないといけないと思ひます。どうしてこれが必要であるとするならば、当然——まあ、社会党のほうはどうだとおられると、附則においてすみやかにやるとい程度で、そこを突かれると、こつちも少し弱い点がありますが、やはり体系としてはどうしても必要であるというふうにはわれわれは考えておるわけでございます。この点についても、学者の立場からの園先生の御意見とか、経営者の立場からの参考人の皆さんの御意見をもう一度聞かしてもらいたいと思ひます。

○園参考人 農協協同組合の共済事業が一方にあり、もう一方において農業共済組合の共済事業がある。農業の方面ではいわば二本立てになつておるというところは、いまお話のとおりであります。ところが、この漁業の面においては、水産業協同組合の共済事業というものが、これを経営する団体が、またここにあるところの農業災害補償の事業も行なうということになると、そういう二本立てでない点において、非常にこちらのほうが円滑な運営ができるし、また経済的な運営もできると思ひます。ただし、水産業の協同組合でいまやっております任意共済事業と、それからここに行なわれるべき漁業災害補償の事業とは別個に切り離すというわけでありまして、もちろん、これは経理面において切り離すことは当然であります。しかし、同一の事業体がこれを経営することができないということだとは、はなはだ不便であらうと思ひます。ぜひともこれは経理面における嚴重な分離ということと、同一経営主体があれ行なうと申しますか、並行して任意共済事業とこの事業とを行ない得るような方向に立法を持つていくというようにお願いをしたいと思ひます。

○安藤参考人 園先生のお答えで尽きておりますが、むしろ経過的に申し上げたほうが御理解願ふと思ひます。このことは、すでに漁災本部出発当初におきまして、関係共済会やすべてのもが集まりまして十分ディスカッションした結果、これは近い将来必ず一本にするのだ、向こうはそれをもつてみずからその衝に当たるのだということまで割り切つておるわけでありまして、したがって、これは実施に入りました場合でも、責任の境界は明確にしますけれども、相互に助け合つていくことについては、やはり協同組合のいわゆる系統と同じですから、一緒に助け合つていく度合いにおいては、むしろこれが第一線で助け合つていく考えに立ちまして進んでおりますから、いま御心配のとおりです。それをほんとうに実施の上に具現いたしたい。しかもそれを法的に一日も早く具現することを期待しているわけですね。

○園参考人 ちょっとつけ足したいと思ひますが、いままでの試験実施期の赤字、その後のこの四月から十月までの赤字の処理については、片柳先生からのお話がありましたとおり処理していただくことをお願いしたいと思ひます。それが今後の新しくスタートする事業の障害になるといふことははなはだ残念であります。ならぬいような御処置をお願いしたいと思ひます。

○芳賀委員 最後に、もう一点だけにとめておきます。先ほど来の皆さんの御意見によつても、政府案の附則第二条に最大の期待を寄せておられると思ひます。これは私から言うまでもありませんが、この政府案の附則第二条は一体何をいつているかということでありまして、これは「政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に依り、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済掛金率、共済責任の負担区分等に関し検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」片柳さんもかつて農林官僚であつて、先輩というところになるわけですが、あなたの時代には、こういう何が何だかわからぬよ

うなつづり方の文句のようなものは、しかも法律にのつたつたといふことは御経験がないと思ひます。ところが、あなたの後輩なるものは間々、この法案だけではありませんが、どうも法案を審議する場合にも、何を意図して何を表現しようとしているか、判断に迷うような、こういう名文句がときどき出てくるわけですね。この問題は、この附則第二条があるから、これに最大の希望と期待をつなげば、たとえば国の再保険事業等の実現はかつてもらえるのではないかと御判断のようですが、どうですか、片柳さん、先輩として、この文句で安心だということになるかどうか。

○片柳参考人 私も先ほど申し上げたつもりであります。私も頭が悪い關係ですが、実はこの附則第二条を見ても、共済責任の負担区分等、国が保険事業をやるといふ觀念は必ずしもはつきりしておらぬ。どうも絵にかいたよなものになつてしまつて、実体がつかめないという強い感じを持つておるわけでありまして、そういう趣旨で、ひとつこの点は、できるだけ国の保険事業、しかもそれはできるだけ長期再保険として国が保険をやつていくというふうには、はつきりこの点を修正をしていただきたい。そうしなせんと、さつき安藤さんの言われたように、今後事業を進めるためには、ソフトフォークスでは全然気合いが入りません。で、ひとつよろしくお願いしておきます。

○芳賀委員 その点は明確に言つてもらつたのでわかりましたが、もう一つは、多年の実験の経過もあるわけですが、いままじ時でないのではありませんが、

ないかという意見、そういう現実論もあるわけですが、われわれは、出発当初からこの体系でいかなければいかぬ。園先生におかれましては、あとからよくするよりも、最初をよくして、運営上実力がついて、そうして国の責任をやや緩和してもいいのではないかと、いうことになった場合にむしろゆるめるのはいいが、最初全く骨のないようなもので、クラゲのようにふらふらしたものにあとから骨を入れるといつても、これはなかなかどうしようもないわけですね。しかし、政府案は、これは何を言っておるかかわからぬから、期待が持てないが、もし一歩も百歩も譲って、即時実施にならぬとしても、一年以内にやるべきか、あるいは気長にがまんしても二年以内でなければならぬといふものであるか、これは片柳さんあるいは安藤さんの立場から見れば、いつでもいいというわけではないと思ひますが、皆さんの生きていくうちに実現すべきものか、冥途に行つてからでもいいか、そういうものでもないと思ひます。だから余裕を置くとしても、たとえば一年以内で再保険の措置を講ずるか、最悪の場合でも二年以内とか、何かのめどというものは、立法上も明らかにしておかないといけないと思ひます。社会党案がそのまゝ通れば問題はないわけですが、皆さんも両方の間にはさまつていろいろな立場もあるわけですから、これ、こちらもその点を御同情申し上げて、再保険の実施をさせる場合、一年以内か二年以内か、そこら辺を明確にしておいていただければ、きよりの貴重な参考人の御意見を基礎にして、当委員会においても、政府案と社会党案が

あるわけですから、これができるだけ審議を急いで結論を出していきたい、そういうふうに考えております。

○片柳参考人 安藤さんからもお話をいたしましたように、私も、一兩年というのを繰り返し申し上げておるのであります。私も法律の關係は最近ばかりでありませんが、もしも附則にすれば、二年以内とかいうふうに具体的ににおきめいただければ非常に幸いと思ひますが、多少私どもの古い法律知識からしますと、検討事項に期限をつけるということは適當ではないのじゃないか。そうなりますれば、これはよいことかも知れませんが、附帯決議等で具体的な御要請をいただきますれば、私も多少の励みになると思ひます。よろしくお願いいたします。

○高見委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

本日は長時間にわたり御出席をくださり、貴重な御意見をお述べになりまして、まことにありがとうございます。

本案審議に資するところきわめて大なるものがあつたと存じます。厚くお礼を申し上げます。

午前の会議はこの程度とし、午後は二時より再開いたします。

この際、休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後二時二十九分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、林業基本法案、川俣清君外十二名提出、森林基本法案、稻富

稜人君外一名提出、林業基本法案、右各案を一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告があります。これを許します。吉川久衛君。

○吉川(久)委員 私は、本日は政府提案になる林業基本法案に対する質問を試みるものでありますが、本日は理事会の申し合わせもあるようでありますから、限られた時間のうち、基本的な数点について、政府にお尋ねいたします。

わが国の森林は国土の約六八%という大きな面積を占め、約十九億立米の森林蓄積を有しているといわれております。わが国の森林が、今日まで木材その他林産物の供給、資源の有効利用、国土の保全等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた意義は、大きいものがあります。

しかし、林業は、本来生産期間がきわめて長いこと等、他産業に比較して不利な自然条件のもとに置かれておるばかりでなく、わが国の民有林林業は、その多くの経営基盤が零細、劣弱であります。また、これらの森林は、昭和三十五年十月二十六日の農林漁業基本問題調査会の「林業の基本問題と基本対策」の答申でも指摘されておるやうなところ、所有者の資産保持的な傾向等によって、生産力を十二分に發揮しておりません。さらに、最近国民経済の高度成長に伴い、木材の需要量は急増しております。すなわち、所得倍増計画の想定伸び率三・六%に対し、昭和三十六年度までの実績は八%となつております。また、外材輸入も増加し、このため、昭和三十一年度の外貨支払い高の第四位に当たる四億ドル、原材

料關係では第三位という巨額なものを支払つており、国際収支の面でも大きな問題となつております。また、山村とその他地区との間に社会、経済、文化等の面の格差が拡大し、このためもあつて、農山村からの労働力の流出は顕著となつております。

このような林業をめぐる情勢の大きな変化に対処し、これを克服するため抜本的な対策確立の要望は、農山村民をはじめとする農林業界のみならず、多くの識者によつて指摘されておるやうなところであり、林業基本法案の提案が待たれていたのであると思ひます。林業基本法案は、わが国林業の置かれておる現状と将来の動向等を考えると、まことに時宜を得たものと思はれるのであります。

そこで、まず最初に、林政の目標についてお伺いをいたします。

林業の営まれる場としての森林は、木材等を産出する一方、同時に、国土保全その他公益的機能を有しており、国民経済の発展、国民の福祉の増進に役立っております。しかも、これら森林の持つ国土の保全その他の公益機能の維持増進と、木材等の経済的供給能力の培養とは、表裏一体をなしておるやうな、それぞれ均衡ある総合施策を確立される必要であります。しかし、一部において、政府の最近の林業政策は、ややもすると森林の公益的機能を軽視し、経済的機能だけを重視しようとする傾向が顕著であるとの意見もあるものであります。そこで、最初に、政府の林政の基本的姿勢について、農林大臣の御所信をお伺ひいたします。

○赤城國務大臣 再々御答弁申し上げますように、森林の国土に対する寄与といひますか、貢獻といひますか、あるいは国土保全の点におきまして、あるいは国民の保健の点におきまして、あるいは、森林を緩和するといふ点におきまして、非常に重大な機能を持つておることは、御指摘のとおりでございます。しかし、一面、林業を経済的に經營していかなくちゃならぬ、こういう要請も強いのでございませう。そういう意味におきまして、経済的な經營といふものに力を入れますけれども、本来の問題でありますところの国土保全、こういうものは一日もゆるがせにできない問題でございませう。この問題をゆるがせにして国土の保全に支障を来たすといふことになりますれば、国としてその損害を回復し、補てんするのは容易でないと思ひますので、政府といたしまして、この国土保全といふ本来の使命につきましては、十分政策的に、あるいは予算的に措置を續けてきておりますが、一そうなお強化するつもりでございませう。同時に、森林の経済的効果によりまして、その經營がよろしきを得るやうなことでありますならば、またあわせて国土の保全といふことにも相なることと存じます。両々相まちまして、森林の持つておる意義といひますか、それを一そう高めたい、こう考えております。

○吉川(久)委員 林業基本法案は、森林の持つております、ただいま伺ひましたやうな両者の機能のうち、主として木材等の経済的供給能力の培養の面に、林業を産業として発展させる施策を中心に規定されております。そ

ここで、林業基本法案を主として林業の発展と林業従事者の地位の向上を目的とされた理由、それから、森林の国土保全等の機能の維持増進に関する施策はどうか対処されるのか、また、林業基本法案と森林法は、法体系からいってどう考えたらよろしいのか、この三点についてお伺いいたします。

○赤城国務大臣 森林の公益的側面と経営的な面、その調整措置につきましては、三つの御質問でございますが、一口にお答えするならば、国土保全的なものにつきましては、第三のお尋ねの森林法が中心をなしておると思ひます。御承知のように、沿革的に申し上げますならば、森林法は、森林に関する公共的、公益的側面及びその見地から、森林施策に關しまして必要な限りでの基準的事項等を規定しております。林業基本法案は、これと対照的に申し上げますならば、経済政策に關する基本的事項を規定する、こういうことでございまして。しかし、いまの森林法の中に沿革的に含まれておりますところの森林の木材の生産、あるいは、森林組合及び林業改良助長等に關する事項は、林業基本法案の基本施策のもとに位置づけられる、こういうふうな体系的には考えられるわけでございまして。でございまして、先ほど申し上げましたように、体系的に見ますならば、いまの森林法と林業基本法案とを十分に生かしまして、国土の保全と林業経営に寄与したい、こう考えております。

○吉川(久)委員 次に、農業基本法案は、その第一条の目標に、農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことができるように

することを旨としたしておりますが、林業基本法案は、その第二条、政策の目標に、林業従事者の所得の増大をはかるとしております。そこで、林業の場合、所得の均衡をうたわないのは何ゆえですか。政府の見解をお伺いいたします。

○赤城国務大臣 もちろん、林業経営者にとりましても、他産業との所得の均衡を得られるようにいたすことは当然のことでございます。特に林業経営あるいは林業の従事者といひますか、労働者等におきましては、その点非常に他産業との格差の多い点がありま。ただし、林業全体につきま。個々の所得というよりも、一つの経営体というよりな形が相当多いので、林業所得の観点だけからの他産業との均衡、こういうことは必ずしも適切ではない点もあるかもしれない、こういうふうな考えをしております。特に農業基本法案のように、所得を他産業と均衡を得るようにより規定は設けてあります。しかし、実質的には当然均衡がとれるようなものでなければならぬというところは、申し上げるまでもないと思ひます。そういう意味におきまして、あの規定が入つておらないわけでございます。

○吉川(久)委員 山村振興と林業基本法案の關係をお伺いしたいと思ひます。最近、山村地帯とその他の地域との間に、経済、文化、その他各種の面の格差が拡大をし、そのため、山村人口は地すべりの流動を起してござい。もしこのままでは推移するならば、山を守る住民がなくなり、これは山村地帯の荒廃のみでなく、わが国産業経

済発展の桎梏となると思はれるのであります。特に家畜の離農、いわゆる挙家離村の現象が散発的ではあります。各地にその数を増してござい。このことは、農政調査会編「日本の農業―あすへの歩み」第二十五、第二十六号合併号、「挙家離村」、「朝日ジャーナル」四月十二日号、「広がる家畜の離農」、その他、二月二十三日NHK総合テレビ「日本の素顔、庶民の村」でも全国放送されております。人口流出に伴う林業労働者の不足は林業経営を側面から圧迫してござい。一方、山村民の生活、文化環境の整備は、林業の安定的発展の一つの要素であります。また、山村の立地条件から、林業は山村のおもな産業であり、林業の発展が山村振興の一端になるものであります。このように、山村振興は林業発展振興の前提措置と思はれるのであります。林業基本法案は、山村住民の生活環境の整備の措置等直接規定してございせんが、この点について政府の見解をたしたいと思ひます。

また、別途山村振興法案というふうなものを準備されておりますかどうか、伺ひます。

○赤城国務大臣 農業のしわ寄せといひますか、そういう面が山村僻地の住民に非常に強く寄せられておるといひますか、こういうことはお話のとおりだと存じます。したがって、山村の振興といふことには、あらためて一そう力を入れなくてはならぬと考えております。したがって、御承知のように、本年度の予算等におきまして、山間地の調査費を計上いたしました。山間僻地の住民の安寧あるいは向

こうべき措置等について、十分調査研究をいたすことに相なつております。林業基本法案では、いま御指摘のように、特に規定をしてゐることはございせんけれども、林業基本法案の趣旨からいへば、当然山村の経済的、社会的後進性を是正するといふことも、法律の趣旨といひますか、特に規定は設けてありませんが、そういう考え方で進めていかなければならぬと思ひます。

それで、特に山村振興で法案でも準備しているか、こういうことでござい。また、林業基本法案の実施状況あるいは本年度予算等におきまして調査研究を続けることにしておりますことに基きまして、立法措置等も検討していききたい、こう考えております。ただ、本年度におきまして、そういう法律を出すかといふことになりまして、本年度提案といふ考えは政府としては考えておりません。できるだけ立法措置等を検討して、山間僻地の経済的、社会的な立場をよくしていくことにしていきたい、こう考えております。

○吉川(久)委員 次に、林業構造の改善事業の性格、進め方、効果等について伺ひます。

わが国の民有林の大部分は、ただいままで申し述べましたように、きわめて零細であり、かつ資本整備もおくれ。その経営規模を拡大し、生産性を上げる手段を導入する必要がある、そのため、林業構造改善事業を行なうものと理解するのであります。しかるに、一部において、この事業は零細林家の切り捨て政策であるかのごとき論

議があるようでありまして、林業構造改善事業は、一部でいわれてゐるよう。零細林家の切り捨てとなるのか、また、この事業はどのような形で進められるのか、それからまた、その効果の見通しはどのようなものでござい。か、簡明にお答えを願ひます。

○赤城国務大臣 林業基本法案は、零細な林業家を切り捨て、こういうふうな考え方は全然持つておりません。零細な人々まで含めて林業の経営ができるようにしていかうといふねらいでござい。したがって、零細規模の場合に、あるいは分収造林の推進とか、あるいは国有地を売り渡しまして規模の拡大をはかるとか、あるいは生産の共同化を強力に推進する等のことによつて、零細林業家もこの中に含めて、総合的に進展するような考え方でござい。決して零細林業家を切り捨てるといふような考え方は持つておりません。

○吉川(久)委員 次に、農業基本法案第十五条は自立経営の育成といふことをはつきり打ち出しておりますが、林業基本法案はこの点はつきりいたしておりません。林業の場合、将来の林業経営のいない手を法律に明示しないのは何ゆえか、政府の見解をお伺いいたします。

○赤城国務大臣 農業ですと、御承知のように、いろいろな農業の形態がござい。したがって、作物を相手にしてゐるというところが非常に多いのであります。林業にいたしましては、将来にわたるところの何年かの森林資源を造成しながらやうていくという形になっております。そういう意味におきまして、林業経営につきましては、規模を拡大す

は約一万三千キロ、それから民有林につきましては約三万七千キロというふうに定められております。それで、この民有林の計画量のうち、国庫補助の対象になる林道といたしまして二万五千キロということに相なりますが、これに對しまして、昭和三十八年度実績といたしましては、民有林は千三百キロ、それからいま申し上げました国有林につきましては、三十八年度は千二百キロということに相なっております。

に、厳に慎まなければならぬと思っております。でありますので、具体的な

問題等につきましては、営林局に設けます。審議会等にはかつていたし、こう考えております。でありますから、構造改善等のためあるいは公共の福祉のために開放するということでありますならば、それは積極的にやってよろしいと私は思います。また開放ばかりでなく、保安林等の買入れ等もいたして国土保全の目的を達する、こういうふうに考えておる次第でございます。この問題につきましては相当慎重にやっていきたいと思います。いろいろ問題も起こしますし、森林本来の意義をなくする、こういうふうにも考えますので、十分考えてみます。したがって、いま国有林開放の法律を出すのかというところで、政府といたしましては、そういうことは考えておりません。あるいは与党の議員提出というふうなことがあるやには聞き及んでおりますけれども、これもはつきり私は承知いたしておりません。政府としては、そういう法律を出すことは考えておりません。

○松浦(定)委員 いまお話しのように、政府としてはそういう意図はない、全くそのとおりだろうと思っております。しかし、与党の議員提出によって出るかもしれない、こういうお話であります。実は昨日、ある一部のお方という言い方をしておいたほうが妥当かと思ひますが、いろいろ中心になつて、昨日も総会を開いて、国有林野処分特別指定法案というものを議員提出で出したいというのを決定したというところが、本日のある新聞に堂々と発表されておるわけでありまして、こういうことは、いま政府当局がせつかくこの基本法を出して、国民の

世論の中で重大な国有林野の今後の長期的な方針を立てよう、いわば憲法的な法律を制定しようというときに、少なくともこういう問題を——これはやはり与党の諸君ではないかと私は思ひますが、そういうことをおやりになることは、国会の審議権に対する実際の責任を持つ人の行為であるかどうかというのを疑わざるを得ないのであります。ですから、いま大臣のお話のようには、そういうことがあり得るといつたような考え方でなく、もしあつた場合には、政府としてはこういう処置をするということではなければ、この基本法の名のもとに審議を進めるということについては疑問が出てくるのではないかと、こういうふうに考えております。これはいづれお話しに入ると思ひますから、お説みになればわかると思ひますが、こういう情勢の中でありまして、この開放問題につきましては、単なる一部の人のものでなくて、やはり国民全体に関係があるわけでありまして、先ほどお話しになりました関連法案を通じてまだ十分でない点を基本法の中で制定する、こういうお話であります。それから、国民全体の生活に影響がある治山治水等の問題を考えてまいりますと、相当長い、しかも両面にわたつて海岸に接続いたしております日本本の状態からいまして、少なくともこの山林というものにつきましては、相当重要な内容を含んでおるわけでありまして、この審議にあたりまして、いささかもこういう動きがこの法案審議の支障にならないように、政府といたしましてはひとつ十分善処されることを、この際、警告的な意見にな

りますけれども、要請をいたしておきたいと思ひます。次に、先ほどのお話の中にもありますが、基本法を出さなければならぬというふうな事態に至つておる山村における地域格差は、大きく他の一般産業から見ればはたしく出てまいつておると思ひのであります。この環境整備等につきましても、この山村振興を推進することを今日の基本法の中ではどのようにお考えになつておるか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○赤城国務大臣 山村の状態につきましては、私も深い関心を持つて調査を進めることにいたしております。先ほど御答弁申し上げたとおりであります。いま提出いたしております林業基本法案も、この山村振興の重要な一環としての意味を持つておるといふふうに私は考えておりますので、振興のためにも十分の進捗をはかつていきたい、こう思ひます。

○松浦(定)委員 次に、林業構造改善事業についてであります。これは御承知のとおり、農業構造改善事業が、今日三カ年過ぎていろいろ問題が出ておる。しかし、審議の過程においては、なるほどとわれわれも納得せざるを得ないような御意見も実は多かつたわけでありまして。しかし、林業と違ひまして、農業は、いろいろな意味で、この改善事業というものは、局部的あるいは地域的に要求を満たすようなことができるわけでありまして。しかし、林業構造改善という点になりますと、一般国民から見ても、どういふ地帯、どういふ階層に対してどういふことをやるのかという点については、

まだ私は十分理解がされておらないと思ひのであります。われわれ地元におきまして森林近くにおりましたも、その所有する人がいろいろの立場に立つて人が多いわけでありまして。どういふ点に力を入れたらこれが林業構造の改善になるかという点については、なかなか十分私も把握することができません。しかし、今度の法案の中で、この林業構造改善事業について規模の拡大をはかる、こういうのであります。それから、今日までやつておられて、支障のあつた点についての改善にもなるので、はなからうかと思ひのであります。が、どのような程度の規模を目標としてこれから進めようとするのか、あるいは、先ほど御意見がありました。が、農業の場合と同様に零細林家の切り捨てになるような心配はないか、こういう点について重ねて伺ひたいと思ひます。

○赤城国務大臣 御承知のように、零細林家は、大きな経営規模を持つておる者との競争関係に立っているというわけではございません。小さい林家は、林業とともに他の農業などを併存してやつておるというふうなものでございまして、構造改善事業をするからといって零細林家を切り捨てるというふうなことは、そのこと自体から出てくる理由もないと思ひます。構造改善の内容等につきましては、なお御説明する機会もあるかと思ひますが、一口で言へば、森林の樹木の生長というものは二十年、三十年先のことでございまして。造林等によりまして継続的な生産活動ができるように、計画的に、そして林業所得を確保していただけるような方向で構造改善を指導したい、こう

いうふうに考えておるわけでございます。

○松浦(定)委員 すでに御承知のとおり、終戦後の農地改革で農地については改革が行なわれまして、ある程度そうした一部独占的な農業経営者はなくなつた。その中でやるのでありますから、非常にスムーズに私は進められ得る条件があつたと思ひのであります。しかし、林業の場合は、そうでなくて、従来のままの形でおるのであります。ですから、その地域においてすでに既得権を持つておる大山林地主が、いま御心配になつておるような点については、改善に、ある程度支障のあるような点が決してないというふうには私は考へないわけでありまして。こういう点をひとつ十分考慮の中に入れて、この改善の問題はやらなければならぬのじゃないか、こういう意味で御質問をいたしておる次第であります。なお、構造改善は現在の近代化に備へて行なわれるのでありますから、そういう林業家だけに行なうというのではなくして、やはりその職場におけるいろいろな関係者においてもこれと同様な近代化、改善が行なわれなければならない、こういうふうに思ひのであります。ですから、いままでいふんそうした事業の整備あるいは近代化等について問題になつておる中で、就業労働者等についての問題で、ときたま人員整理等になつたか、こういうふうには私は考へるのではありませんが、この基本法制定にあたりまして、そうした面については全然心配がない、たとえば整理をされた場合においても、配置転換を十分なされるというふうな問題も、この中で

はつきり決定されてまいらぬと思つて、
ありますが、この点についての御意見
をお伺いしたいと思つておられます。

○赤城国務大臣 林業関係につきま
して、国有林の特に労働者について、林
野庁といたしまして、雇用の安定、
補給の向上につとめて従来ともやつて
きております。あるいは給与等につ
きましても、相当考へてきておるわけ
でございますので、この林業基本法がで
きるから、それによつていろいろ労働
者が不利な立場になる、あるいはやめ
させるといふようなことはございませ
んで、むしろ、いろいろ林業従事者の
雇用とかあるいは生活面もよくしてい
くといふことにねらいがあるわけでご
ざいます。

○松浦(定)委員 時間が三十分の予定
でありますけれども、実質的には三時
三十分までといふことでございますか
ら、最後に一点だけお伺いして、あと
は次会に譲りたいと思つておられます。

入り会ひ林野の問題についてござ
います、林業基本法に關連いたしま
して、特に入り会ひ林野の近代化法案
といつたようなものを提案されるよう
な考へがあるかどうか、この点をま
ず一点お伺いしたいと思つてござい
ます。なぜこゝろいふことが必要かとい
ふことになりまして、いま全国的にお聞
きいたしますと、約二百万町歩の入り
会ひ林野関係がある、こゝろいふこと
であります。実は北海道にはあまりござ
いませぬけれども、私は、先般行なわ
れた長野県の入子ヶ峰においての
植樹祭の会場地帯へ初めて参りました
で、非常にびっくりしたのでありま
す。大臣もおいでになつて、樹木その
ものについてはいろいろ考へてある

うと思つておられます、あのような広大な地
帯が、入り会ひ権関係で今日まで放棄
されておつた。ようやく話し合ひがつ
いて——これもまあ植樹祭を行なうと
いふことを前提として話し合ひがつ
たのではないかとさへ私も考へて
おります。あの地帯においてこれ
から植樹がやれることに実はなるわけ
であります、あのような地帯が今日
まで放棄されておるといふ、そゝろ
問題を含む入り会ひ林野の改善等につ
いては、これは本法案の提案と同時に
、思い切つた制度の改革と申しま
す、政府の方針を立てない、今後あ
いふ問題が解決する時期といふもの
を失するのではないかと、こゝろいふ
に考へておるのではありませんか、
こゝろいふ御方針を持つておられ
ますか、お伺いしたいと思つてお
られます。

○赤城国務大臣 入り会ひ林野の権利
関係等は非常に複雑でございます。こ
れは幕府時代からの慣習による入り会
い権もありまして、共有の入り会い
権、總有的な入り会い権と、非常に複
雑な権利関係になっております。で
ございますので、これを近代化してい
くといふ必要に迫られておることは、
ま御指摘のとおりでございます。で
ございます、これは権利関係が非常に
複雑、むずかしい関係でございます。
十分検討して法案等も出したいとい
ふことで、目下検討中でございますの
で、今国会にはちよつと間に合わない
かと思つておられます、研究はいたし
ておられます。

○松浦(定)委員 詳細な点は次回にお
伺いすることといたしまして、最後
に、自由化対策の中で、現在外材が相

当入つておるわけでありまして、その外
材のうち、特に製材輸入が相当入つて
まいりまして、その流通過程までにお
ける経過としては、おそらく特定の貿
易商社等が独占されておる、こゝろい
ふようなきらいがあるのではないかと
思つて、中小企業的なそゝろいふ業者
は、この木材関係を通じまして、相
当倒産のうき目にあつておるといつた
ようなことが随所に見られるといふ
うちに私どもは聞いておるのでありま
す、今後この外材輸入等につきま
して——今日、米、南洋材等が相当重
点的に輸入されておる、こゝろいふ
に私は考へておるのであります。した
が、こゝろいふ北洋材等の輸入とのバ
ランスはどういふふうな結果になつて
おるのか、あるいはいま問題になつて
おります日中国交回復とか日中貿易と
かいは、相当重要な問題にならうか
と思つておられます。むしろ、これは
与党の中に、将来の経済問題を解決
するためといふことでおやりになつて
おるようですが、やはり中材等の輸入
等については今日全然考へておられ
ないのか、あるいは状況はどうな
かといふような点について、お伺い
したいと思つておられます、私の本
日の質問を一応終わりたいと思つて
おられます。

○田中(重)政府委員 北洋材が現在の
輸入総量の中でどういふ位置を占め
ておるかといふお話でございまして、
大體現在の外材輸入は千三百万立方
メートル程度でございまして、北洋材
をソ連材といふ意味にいたしますと、
二割弱といふことかと存じます。
それから日中貿易につきましまして
は、これはなお将来の問題として、
私ども

としても十分検討したい、こゝろ考
えておられます。

○高見委員長 この際、委員派遣承認
申請の件についておはかりいたしま
す。

内閣提出、林業基本法案、川俣清
君外十二名提出、森林基本法案及び
富後人君外一名提出、林業基本法案
の各案審査のため、各地に委員を派
遣したいと存じます。つきましては、
衆議院規則第五十五条により議長に
承認を求めたいと存じます、御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高見委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さうに決しました。

つきましては、派遣委員の選定、派
遣期間、派遣地は、委員長に御一任
願いたいと存じます、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高見委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さうに決しました。

なお、派遣地によつては、航空機利
用の件につきましても、あわせて承認
を求めたいと存じます、この点につ
いても委員長に御一任願いたいと存
じます、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高見委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さうに決しました。

次会は、来たる二十六日午前十時か
ら理事会、十時三十分から委員会を開
会することとし、本日はこれにて散
会いたします。

午後三時三十五分散会

